

生産・支出・分配の三面の整合性に関する調査研究

令和3年4月

生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会

<目次>

第1章 調査研究概要	1
1. 1. 調査研究の目的	1
1. 2. 調査研究の内容	1
第2章 諸外国に関する文献調査の結果	4
2. 1. 国際機関のマニュアル等の概要	4
2. 2. 諸外国の分配側 GDP 推計の概要	7
第3章 営業余剰・混合所得の試算	11
3. 1. 企業会計・税務会計・JSNA の概念差について	12
3. 2. 各種統計による年次試算	14
3. 2. 1. 営業余剰の試算	14
3. 2. 2. 混合所得の試算	17
(参考)「経済センサスー活動調査」の利用可能性について	19
3. 3. 四半期推計について	24
3. 4. まとめ	24
第4章 雇用者報酬の試算	25
4. 1. 基礎統計と JSNA の概念差について	26
4. 2. 各種統計による年次試算	30
4. 2. 1. 賃金構造基本統計調査を用いた試算	30
4. 2. 2. 民間給与実態調査を用いた試算	31
4. 2. 3. 法人企業統計を用いた試算	33
4. 3. 四半期推計について	35
4. 4. まとめ	35
第5章 生産・支出・分配の三面等価について	36
5. 1. 国内総生産(分配側について)	36
5. 2. 分配面の四半期推計について	38
5. 3. 四半期における三面の調整方法について	40
5. 4. まとめ	41
第6章 結び	42
参考文献	43
(参考) 生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会について	44

第1章 調査研究概要

1.1. 調査研究の目的

国際基準(2008SNA)において、付加価値たる国内総生産(GDP)は、

(ア) 産業別に産出額から中間投入額を控除したバランス項目(生産側GDP)

(イ) 財・サービスごとに、総支出額から中間需要額を控除したバランス項目(支出側GDP)

として推計される。

実務においては、基礎統計が異なること等により、「(ア)生産側GDP」と「(イ)支出側GDP」との間に一定の差分(統計上の不突合)が生じる。この「生産側GDP」と「支出側GDP」の差分(統計上の不突合)については、供給・使用表(SUT)の枠組みを用い、両者を突合・調整することが国際的に標準的な手法とされており、我が国の国民経済計算(以下「JSNA」という。)の第3次年次推計においてもこうした調整(SUTバランシング)を行っている。

分配面については、国際基準(2008SNA)において、GDPから雇用者報酬等を控除したバランス項目(残差)として営業余剰を記録することで勘定体系として整合的に記録が行われるよう記載されており、JSNA においても、こうした考えに沿った推計を行っている。

しかしながら、こうしたアプローチで求まる分配面の計数(特に営業余剰・混合所得)については、「他の統計で示される類似の指標の動き(「法人企業統計」(財務省)の「営業利益」等)と整合的ではない」や「分配側からの積上げ手法により分配側GDPを推計すべきではないか」との指摘がある。

また、第Ⅲ期基本計画¹においては、「(中略)生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する」という課題以外にも、「生産面及び分配面の四半期別 GDP 速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る」という課題が掲げられており、分配面の四半期別 GDP 速報の推計方法について、諸外国の推計のあり方を参考にしつつ、さらに検討を進めていく必要がある。

こうした問題意識を踏まえ、分配面のGDPの推計精度向上や JSNA における望ましい生産・支出・分配の三面の調整手法について検討を進めるため、「生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会」を開催する。

1.2. 調査研究の内容

① 諸外国に関する文献調査

諸外国の生産・支出・分配の三面の調整手法等についての最新の文献調査を行う。具体的には、以下の2点について調査を行った。特に、OECD 等の国際機関や、生産・支出・分配の三面の調整手法の整備が進められている各国(米国・ドイツ・英国・フランス・イタリア)における報告書や先行研究等のサーベイを行う。サーベイの方法は、原則として国際機関および各国統計作成担当機関等の HP 上で公表されている資料を対象とし、その

¹ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」は、平成 21 年3月に初めて策定され、第Ⅲ期基本計画は、平成 30 年度を始期とするもので平成 30 年3月に閣議決定された。なお、一部変更された第Ⅲ期基本計画は令和2年6月に閣議決定されている。

内容を取りまとめる。

・2008SNAの解釈の整理(営業余剰の概念、営業余剰をバランス項目(残差)で求めるというアプローチの考え方)

・海外事例調査(残差アプローチを採用している国、採用していない国の推計手法の調査)

② 生産・支出・分配の三面の調整手法の検討作業に向けた課題整理

上記①の調査と並行して、分配面の推計精度向上のため、構成要素の中でもウェイトの大きい(ア)営業余剰・混合所得、(イ)雇用者報酬の現行の推計方法における課題を整理した。これらを踏まえ、他の類似する統計を利用した推計方法等についても検証した。これらについては、まず、年次推計において検証し、続いて四半期についても検討を試みた。

(ア) 営業余剰・混合所得

国際基準に基づいて分配面と生産面のバランス項目としている営業余剰・混合所得について、別途推計方法を検討する必要があるのか、また、類似の概念と考えられる他の統計(「法人企業統計」の「営業利益」等)の動きと必ずしも一致しない場合があることについて、どのように説明できるのかについて検証する。また、混合所得については、現行推計において利用している「個人企業経済調査」(総務省)以外に代替できる統計や推計方法があるかについて検討する。

<内容>

- 企業会計との概念差の整理: (例) 営業余剰と営業利益、固定資本減耗と減価償却、資産の時価評価(SNA)と簿価評価(企業会計)、無形固定資産(知的財産)の扱い
- JSNA で最終的に残差アプローチの影響を受ける民間非金融法人・個人企業(農林水産業以外の産業の混合所得分)の独立推計²の可能性の検討
- 先行研究を踏まえた「法人企業統計」等を用いた営業余剰独立推計アプローチの精査、課題整理
- 「経済センサスー活動調査」の利用可能性の検討
- 農林水産業以外の産業の混合所得分について、税務情報の利用可能性の検討

(イ) 雇用者報酬

雇用者報酬の基礎統計としている「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)および「労働力調査」(総務省)について、両統計における雇用者の定義・調査対象範囲・定義の相違等について整理する。また、その他の統計による推計方法があるか、またその妥当性についても検証する。

- 「毎月勤労統計調査」「労働力調査」の雇用者の定義・調査対象範囲の違いの整理

² 「独立推計」とは、この報告書内では、残差ではなく、それぞれの推計項目について基礎統計を用いて推計することをいう。

- 税務情報の雇用者報酬推計への利用可能性・課題整理
- 上記以外の別のアプローチの可能性は存在するか(例えば、「法人企業統計」の人件費を用いた推計アプローチ等)

第2章 諸外国に関する文献調査の結果

『第2章 諸外国に関する文献調査の結果』に関する詳細は、参考として別掲する。ここでは、概要を記載する。

2. 1. 国際機関のマニュアル等の概要

(1) 2008SNA マニュアルにおける記載

バランス項目については、それぞれの勘定を釣り合わせるために必要な項目であり、国際的に定められた「2008SNA マニュアル」(System of National Accounts 2008 – 2008 SNA)においても以下のように、バランス項目は、それ自体、経済的成果の有意義な尺度であると述べられている(下記「2.73」参照。)。その中で、生産勘定におけるバランス項目は付加価値額と規定されており(下記「2.89」参照)、さらに、総付加価値がどのように労働(雇用者報酬)、資本(営業余剰・混合所得)、政府(生産・輸入品に課される税(控除)補助金)に分配されるかを示した「所得の第1次分配勘定」においては、バランス項目として、資本への分配、すなわち「営業余剰・混合所得」が挙げられている³(下記「2.91」及び「6.75」参照)。

上記の言及は主に、名目値に関する記述であるが、実質値の推計においても、実質ベースの「付加価値額」から実質ベースの「雇用者報酬」及び「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」を求めることが推奨されている(下記「14.175」参照)。

また、我が国の統計法第六条においても「内閣総理大臣は国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。」とあることから、JSNA では、所得の第1次分配勘定において、営業余剰・混合所得をバランス項目とし、残差で求め、全体的な勘定体系における整合性を保った状態での公表を行っている。

(Chapter2: Overview_2.73)

～(略)～ *Typically the entries in the account do not conceptually balance so a balancing item must be introduced. Balancing items are meaningful measures of economic performance in themselves. When calculated for the whole economy, they constitute significant aggregates.*

(仮訳:)

～(略)～ 一般的に、勘定の記入は、概念上では釣り合っていないので、バランス項目を導入しなければならない。バランス項目は、それ自体、経済的成果の有意義な尺度である。経済全体について合計すると、重要な集計値を形成する。

³ 他の勘定のバランス項目としては、例えば、「所得の第2次分配勘定」における「可処分所得」、「可処分所得の使用勘定」における「貯蓄」、「資本勘定・金融勘定」における「純借入(+)/純貸出(-)」といったものがある。

(Chapter2: Overview_2.89)

The balancing item of the production account is value added. Like all balancing items in the current accounts, value added may be measured gross or net.

(仮訳)

生産勘定のバランス項目は、付加価値である。経常勘定のすべてのバランス項目と同じように、付加価値は総額または純額で測定される。

(Chapter2: Overview_2.91)

~(略)~ the primary distribution of income account is never presented as a single account but always as two sub-accounts. The first of these is the generation of income account in which value added is distributed to labour (compensation of employees), capital and government (taxes on production and imports less subsidies as far as they are included in the valuation of output). The distribution to capital appears in the balancing item in this account, operating surplus or mixed income.

(仮訳:)

~(略)~所得の第1次分配勘定は決して単一の勘定として示されることはなく、常に二つの副勘定として示される。その一つは付加価値が労働(雇用者報酬)、資本、および政府(産出の評価に含まれる範囲で、生産および輸入品に課される税マイナス補助金)に分配される所得の発生勘定である。資本への分配は、この勘定のバランス項目である、営業余剰、混合所得で示される。

(Chapter6 The Production account_6.75)

The difference between the value of the intermediate inputs and the value of the outputs is gross value added against which must be charged consumption of fixed capital, taxes on production (less subsidies) and compensation of employees. The positive or negative balance remaining is the net operating surplus or mixed income.

(仮訳)

(SNA においては)中間投入価額と産出価額との間の差は総付加価値であり、ここから固定資本減耗、生産に課される税(補助金を控除)および雇用者報酬が支払われるべきものとして借方記入される。正または負の残差は純営業余剰あるいは混合所得である。

(Chapter14: The supply and use tables and goods and services account_14.157)

Deriving figures for operating surplus and mixed income in real terms is possible by subtracting compensation of

employees and taxes less subsidies on production in volume terms from value added in real terms. ～(略)～
(仮訳)

実質ベースで営業余剰および混合所得の数値を導出することは、実質ベースの付加価値から数量ベースの雇
用者報酬および生産に課される税マイナス補助金を差し引くことによって、可能である。～(略)～

(2) IMF マニュアルにおける記載

また、IMF「四半期別国民経済計算推計マニュアル 2017 年版」(Quarterly National Accounts Manual – 2017 Edition)」においても、①四半期別 GDP 推計についての分配側からの(独立推計)アプローチは、支出側・生産側のアプローチほど(世界的に)広く普及をしているものではない、②分配側推計項目では当期価格(名目値)のみで推計される、ということが明記されている。(下記「3.179」参照。)また、同マニュアルには、分配側からの独立した GDP 推計値が存在しない場合、分配側 GDP の内訳は、残差項目を考慮することで求めることができ、この方法を採用している国々では(もっとも計測が困難な項目である)営業余剰・混合所得を残差(バランス項目)としている旨が記述されている。(下記「3.182」参照。)

(Chapter3: GDP by Income Category_3.179)

The income approach is not as widely used as the two other approaches for estimating quarterly GDP, partly because the required data, which may be derived on an enterprise level, may not be readily available on a quarterly basis as the relevant financial records may only be compiled annually. In addition, income components do not have price and volume dimensions and GDP by the income approach may only be estimated at current prices. GDP by income category represents the items of the generation of income accounts; therefore, it is possible to present the accounts by institutional sector. The estimates according to the income approach comprise the components of compensation of employees, operating surplus, mixed income, and taxes less subsidies on production and imports.

(仮訳)

四半期別 GDP の推計においては、分配側アプローチは他の2つ(生産側・支出側)のアプローチほど広く使用されていない。関連する財務記録が年次でしか作成されていないために、企業レベルで導出される必要なデータが四半期単位では容易に入手できない可能性があることが、その一因である。また、所得成分には価格および数量の次元がなく、分配側アプローチによる GDP は当期価格のみで推計される。所得項目別 GDP は所得の発生項目勘定を表すため、勘定を制度部門別に示すことが可能である。分配側アプローチに基づく推計値は、雇
用者報酬、営業余剰、混合所得、生産および輸入に課される税(控除)補助金の各項目からなる。

(Chapter3: GDP by Income Category_3.182)

In the absence of an independent estimate of GDP from the income side, an income split can usually be derived with one category as a residual. ~ (略) ~ Operating surplus/mixed income is always the residual in countries that use this method, because it is the most difficult component to measure.

(仮訳)

分配側の独立した GDP 推計値が存在しない場合、所得の内訳は通常、1つの項目を残差とすることによって求めることができる。~ (略) ~ この手法を採用している国では、最も計測が困難な項目である営業余剰／混合所得が常に残差となる。

2. 2. 諸外国の分配側 GDP 推計の概要

四半期推計時点における三面の等価関係については、国によって異なっている。米国は支出面が優先され、支出側に合わせた生産側との不突合を分配側に計上している。イギリス、フランス、イタリアは生産面を中心に、生産と分配面では、営業余剰をバランス項目としている。ドイツは、支出面と生産面を調整後、分配面では営業余剰をバランス項目としている。カナダは、支出面と分配面について、かい離幅の二分の一を不突合としてそれぞれに計上している。オーストラリアでは、営業余剰をバランス項目としているが支出面、生産面との不突合は残したままとしている。

諸外国においても、基本的には営業余剰・混合所得については、付加価値額から雇用者報酬等を控除した後の残差(バランス)項目として推計されている。営業余剰・混合所得について、独立推計を行っている国は、アメリカである。

年次推計時点では、ほとんどの国で四半期推計と変わりが無いが、オーストラリアは、供給・使用表におけるバランスにより支出面・生産面・分配面を同一になるように調整している。

なお、第2章に関連し、研究会において、諸外国と JSNA 推計における違いとして、以下のような指摘があった。

- ・分配側や支出側の差として、よく問題となる未観測経済については、特に日本の場合は違法な活動などの部分は研究レベルでも行われていない。一方、EU では正式系列で違法活動の部分を推計して入れている。他の国は正式系列には入れないが、研究は行っている。
- ・脱税についても、ある産業全体に対してどの程度、脱税があるかを推測し、それを踏まえ産出額や付加価値を膨らませるように推計方法で考慮している国もあるが、日本の場合は、そのような処理は行っておらず、概念上、分配側と支出側のずれが生じる可能性がある。
- ・その他、諸外国では、基礎統計を SNA 推計で使う場合は、利用するにあたって用意されたプロセスに基づき、SNA 推計のために加工された基礎統計の流れに沿って使うことになるが、日本では、そのプロセスがかなり抜けている。このため、元データを直にクリーニングしながら使わなければいけない。税の統計を利用する

には、その点も課題である。

・分配側を強化し、四半期速報で QSUT を実現したオランダは、推計フレームを整えてから安定した結果を得て他国に知られるようになるまで約 30 年近くかかっている。また、イギリスの月次 GDP は導入する宣言をしてから実際に公表するまで約 15 年かかっている。生産側と分配側の計上のずれの問題は、結果的に不安定なボラティリティの問題として国際的に知られており、IMF の 2017 年 QNA マニュアルでは、この課題への対処が最も重要な課題となっていた。いずれの国でも四半期速報時の生産側・分配側推計について、長期的な試行錯誤を行う必要があり、実現できる高い専門性を持つ人材の継続的な配置が求められている。

(参考1)米国における分配面の推計について

米国では、営業余剰・混合所得について「独立推計」がなされている。方法は「税務会計データ」を用いたものである。

	日本 (JSNA)	米国 (NIPA ⁴)
民間法人企業	生産側アプローチとの残差で推計 ⁵	IRS の税務会計データで推計
個人企業	生産側アプローチとの残差で推計	IRS の税務会計データで推計
農家分	農林水産省公表のデータから推計	農務省公表データから推計

米国 IRS (Internal Revenue Service: 内国歳入庁) の税務会計データは、約 620 万の法人の税務申告書から約 11 万件を抽出して作成された推計値であり、各法人の総資産、当期利益、課税控除額、課税対象所得といったデータが産業別や総資産規模別に利用可能となっている。

NIPA では、このうち、当期利益を法人企業収益推計の出発点として利用しており、NIPA の法人企業収益の概念に合わせていくため、資産の売却益(損)や海外で生じた収益の控除といった調整が行われている。

同データは、NIPA の公表時点と比べ、速報値が2年遅れ、確報値が3年遅れで公表されることから、NIPA における直近年以外の年の推計においては同データを利用して推計が行われるが、直近年の推計においては同データの速報値に対応するデータを用いて延長推計が行われる。

延長推計は 75 の産業ごとにそれぞれ行われ、主に利用されるデータは、USCB (United States Census Bureau: 米国商務省センサス局) の「Quarterly Financial Report」にて公表される各産業の税引前利益や、BEA (Bureau of Economic Analysis: 米国商務省経済分析局) が集計した各種決算書 (S&P「Compustat Database」) のデータ等である。

⁴ 「NIPA」とは、米国民経済計算の主要統計のうちの一つである「National Income and Product Accounts: 国民所得・生産勘定」の略語である。

⁵ 民間非金融法人企業に限る。民間金融機関は、決算書等から推計。

(参考2) 諸外国における三面の調整について

図2. -1 四半期 原系列及び季節調整系列における三面の調整

		米	独	英	仏	伊	加	豪	日	
四半期 (QNA)	名目	支出と生産	原系列 支出に合わせて調整	NA	在庫が残差	在庫が残差	NA	NA	NA	
		季節調整系列	支出に合わせて調整	在庫を調整したうえで残る不突合を支出側に計上	在庫が残差	在庫が残差	NA	NA	NA	
		生産と分配	原系列 支出側＝生産側との不突合を分配側に計上	NA	NA	営業余剰が残差	営業余剰が残差	NA	NA	NA
		季節調整系列	支出側＝生産側との不突合を分配側に計上	NA	営業余剰を調整したうえで残る不突合を分配側に計上	営業余剰が残差	営業余剰が残差	NA	NA	NA
		分配と支出	原系列 不突合を分配側に計上	NA	NA	両者が生産面に一致	両者が生産面に一致	かい離の半分ずつを両側に不突合として計上	不一致	NA
		季節調整系列	不突合を分配側に計上	NA	両者が生産面に一致	両者が生産面に一致	両者が生産面に一致	かい離の半分ずつを両側に不突合として計上	不一致	NA
	実質	支出と生産	原系列 支出に合わせて調整	NA	NA	在庫が残差	在庫が残差	NA	不一致	NA
		季節調整系列	支出に合わせて調整	NA	在庫を調整したうえで残る不突合を支出側に計上	在庫が残差	在庫が残差	NA	不一致	NA
		生産と分配	原系列	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA
		季節調整系列	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA
		分配と支出	原系列	NA	NA	NA	NA	かい離の半分ずつを両側に不突合として計上	NA	NA
		季節調整系列	NA	NA	NA	NA	NA	かい離の半分ずつを両側に不突合として計上	NA	NA

図2. -2 年次 原系列及び季節調整系列における三面の調整

		原系列	季節調整系列	英	仏	伊	加	豪	日
支出と生産	原系列	NA	バラジニングで同一に調整	NA	在庫が残差	バラジニングで同一に調整	NA	NA	バラジニングで同一に調整
	季節調整系列	支出に合わせて調整	バラジニングで同一に調整	在庫を調整したうえで残る不突合を支出側に計上	NA	NA	NA	NA	NA
生産と分配	原系列	NA	NA	NA	営業余剰が残差	営業余剰が残差	NA	NA	営業余剰が残差
	季節調整系列	支出側＝生産側と不突合を分配側に計上	NA	営業余剰を調整したうえで残る不突合を分配側に計上	NA	NA	NA	NA	NA
分配と支出	原系列	NA	NA	両者が生産面に一致	両者が生産面に一致	両者が生産面に一致	NA	NA	両者が生産面に一致
	季節調整系列	不突合を分配側に計上	NA	両者が生産面に一致	NA	NA	かい離の半分ずつを両側に不突合として計上	NA	NA
支出と生産	原系列	NA	NA	NA	在庫が残差	バラジニングで同一に調整	NA	バラジニングで同一に調整	NA
	季節調整系列	支出に合わせて調整	NA	在庫を調整したうえで残る不突合を支出側に計上	NA	NA	NA	NA	NA
生産と分配	原系列	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA
	季節調整系列	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA
分配と支出	原系列	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA
	季節調整系列	NA	NA	NA	NA	NA	かい離の半分ずつを両側に不突合として計上	NA	NA
名目									
実質									
年次									

第3章 営業余剰・混合所得の試算

「営業余剰・混合所得」とは、分配側 GDP 構成項目の一つであり、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、「非金融法人企業」、「金融機関」、「家計」の三つの部門にのみ発生する。

固定資本減耗を含まない純概念の「営業余剰・混合所得(純)」は、大きく「営業余剰(純)」と「混合所得(純)」に分けられる。「営業余剰(純)」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門(非金融法人企業と金融機関)の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家の取り分も含むものである。一方、「混合所得(純)」は、家計部門のうち、持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰(純)」と区別して「混合所得(純)」と記録される。

現行の営業余剰・混合所得の推計は、下記のとおり、生産側アプローチを経由し、推計される。

(1) 生産側アプローチ

産業別に付加価値を推計した後、分配側GDPを構成する各項目をそれぞれ産業別に推計する。産業別営業余剰・混合所得は、産業別国内総生産から、それ以外の構成項目を控除したバランス項目(残差)として推計される。

$$\begin{aligned} \text{産業別営業余剰・混合所得} &= \text{産業別国内総生産} \\ &\quad - \text{産業別固定資本減耗} \\ &\quad - \text{産業別生産・輸入品に課される税(控除)補助金} \\ &\quad - \text{産業別雇用者報酬} \end{aligned}$$

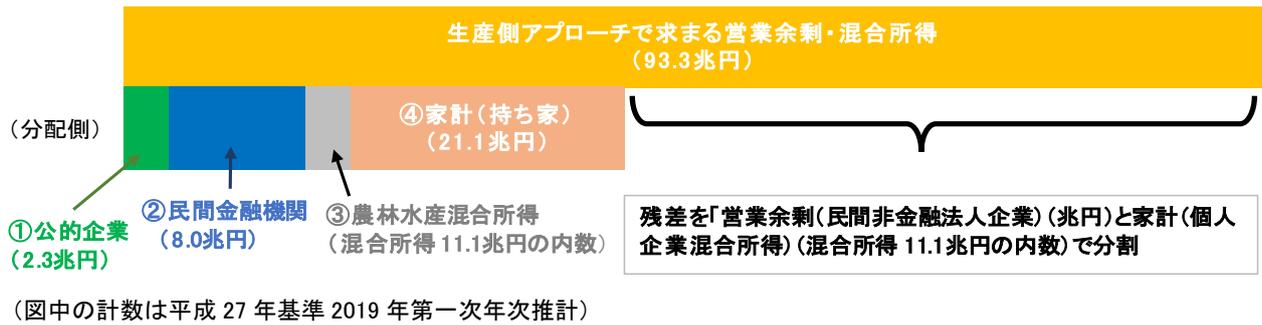
(2) 分配側アプローチ

生産側アプローチで求めた一国の営業余剰・混合所得をコントロール・トータル(CT)とし、所得支出勘定の推計で非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門に分割を行う。

このとき、まず以下の項目について推計を行う。

- ① 公的企業(金融+非金融)
- ② 民間金融機関
- ③ 家計(農林水産混合所得)
- ④ 家計(持ち家)

その後、上記①～④の合計と CT との差額を「営業余剰(民間非金融法人企業)」と「個人企業混合所得」(農林水産業除く)の営業余剰・混合所得として分割を行う。前者は「法人企業統計」等、後者は「個人企業経済調査」等を用いて、分割する(各推計値の規模感については下図参照。)

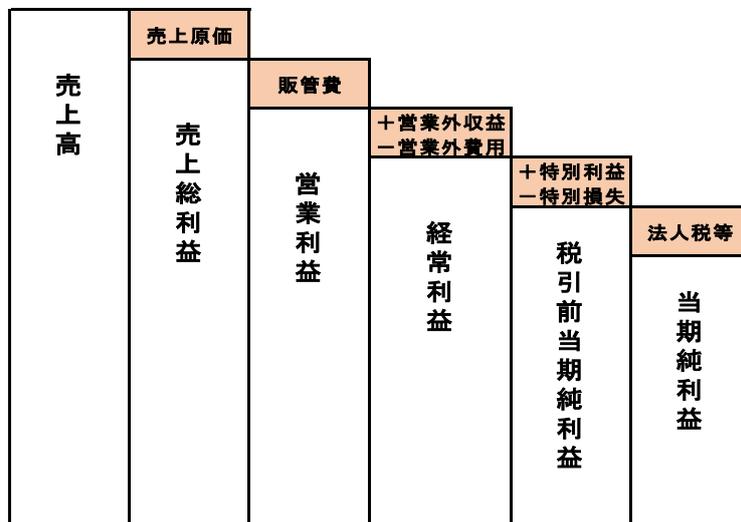


3. 1. 企業会計・税務会計・JSNA の概念差について

企業会計、税務会計、及び JSNA における営業余剰・混合所得に関係する概念差について整理を行う。

(1) 利益項目

企業会計にける「利益」は「収益-費用」を基本とするが、その種類としては、下図のように、関連する様々な概念がある。このうち、営業利益(売上高-売上原価-販管費(販売費及び一般管理費))が、JSNA における営業余剰に最も近い概念と考えられる。企業会計において営業外収益(費用)となる受取配当や支払利息、特別利益(損失)となる固定資産の売却益(損)は、JSNA における営業余剰には含まれない。



税務会計における「所得」は、「益金-損金」が基本である。これは、企業会計の「当期純利益」に近い概念と考えられる。各企業は、税務会計における「所得金額(又は欠損金額)」を計算する場合には、税引前当期純利益から計算することが一般的であるが、「益金」及び「損金」について、それぞれ加算・減算による税務調整を行う。例えば、過年度の繰越欠損金のように複数年での調整や、企業会計における「費用」と税務会計における「損金」の概念差により調整する必要のある交際費や寄付金等の個別項目が存在する。具体的には、法人税申

告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)」によると、以下のような加算・減算項目がある。なお、この他にも調整項目があり、極言すれば個社で異なることから、企業会計と税務会計を完全に一致させることは困難と考えられる。

(加算)

- ・損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)・都道府県民税及び市町村民税・附帯税(利子税を除く。)、加算金、滞納金(延納分を除く。)及び過怠税
- ・減価償却の償却超過額
- ・役員給与の損金不算入額
- ・交際費等の損金不算入額

(減算)

- ・減価償却超過額の当期容認額
- ・納税充当金から支出した事業税等の金額
- ・受取配当等の益金不算入額
- ・外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額
- ・受贈益の益金不算入額
- ・法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額
- ・所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等

※この他にも、調整項目がある。

(2) 固定資本減耗・減価償却費

JSNA における固定資本減耗と企業会計における減価償却費の主な違いについては以下のとおり。

(図3. 1.) 固定資本減耗と減価償却費の違いについて

	固定資本減耗: JSNA	減価償却費: 企業会計
概念範囲	減価償却+資本偶発損 資本偶発損とは、通常予測可能な範囲での災害等により偶発的に生じる資産の除却を指す(火事での消失など)。	減価償却
価格評価	時価(毎期の新設設備価格により再評価)	簿価(取得時価格のまま固定)
対象範囲	企業設備の他に、企業会計では費用であるが JSNA では以下について固定資産として定義していることから、これらについても減耗が発生する。 ・自社開発ソフトウェア	企業設備(有形固定資産、無形固定資産における償却資産)

	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発(R&D) ・鉱物探査・評価 ・娯楽作品原本 	
償却期間	主に「民間企業投資・除却調査」(内閣府)により、実際に使用された期間を元に設定	財務省令や法人税法により規定されたもの(法定耐用年数)を利用
その他	政策上の措置は反映させない。	政策上の措置などの影響を受ける。 (設備投資優遇税制による即時償却など)

税務会計においては、企業会計と比べ、減価償却の対象となる資産が限定され、また減価償却の方法について、建物については定額法のみ可能等のように一定の制約がある。

3. 2. 各種統計における年次試算

営業余剰・混合所得について、税務統計等を利用した試算を行った。

3. 2. 1. 営業余剰の試算

先行研究を踏まえ、「会社標本調査」(国税庁)等を用いた営業余剰(民間非金融法人企業及び民間金融機関における営業余剰)の試算を行った。試算における推計式は以下の通りである。

会社標本調査から算出する営業余剰(純)

=会社標本調査「法人申告所得額」

+会社標本調査「繰越欠損金(当期控除額)」

+会社標本調査「外国子会社から受ける配当等の益金不算入額」

+会社標本調査「受取配当の益金不算入額」

-会社標本調査「交際費の損金不算入額」

-会社標本調査「寄付金の損金不算入額」

↑ 税引前当期純利益の再現

-法人企業統計における特別損益

-法人企業統計における営業外(収益-費用)

↑ 営業利益の再現、以降 SNA 概念への調整

- (SNA では財産所得となるが営業利益に含まれる) 純粋持株会社の受取配当の調整

+法人企業統計における減価償却費

-JSNA における「固定資本減耗」

+JSNA における「設備投資(=総固定資本形成)」

－法人企業統計における設備投資

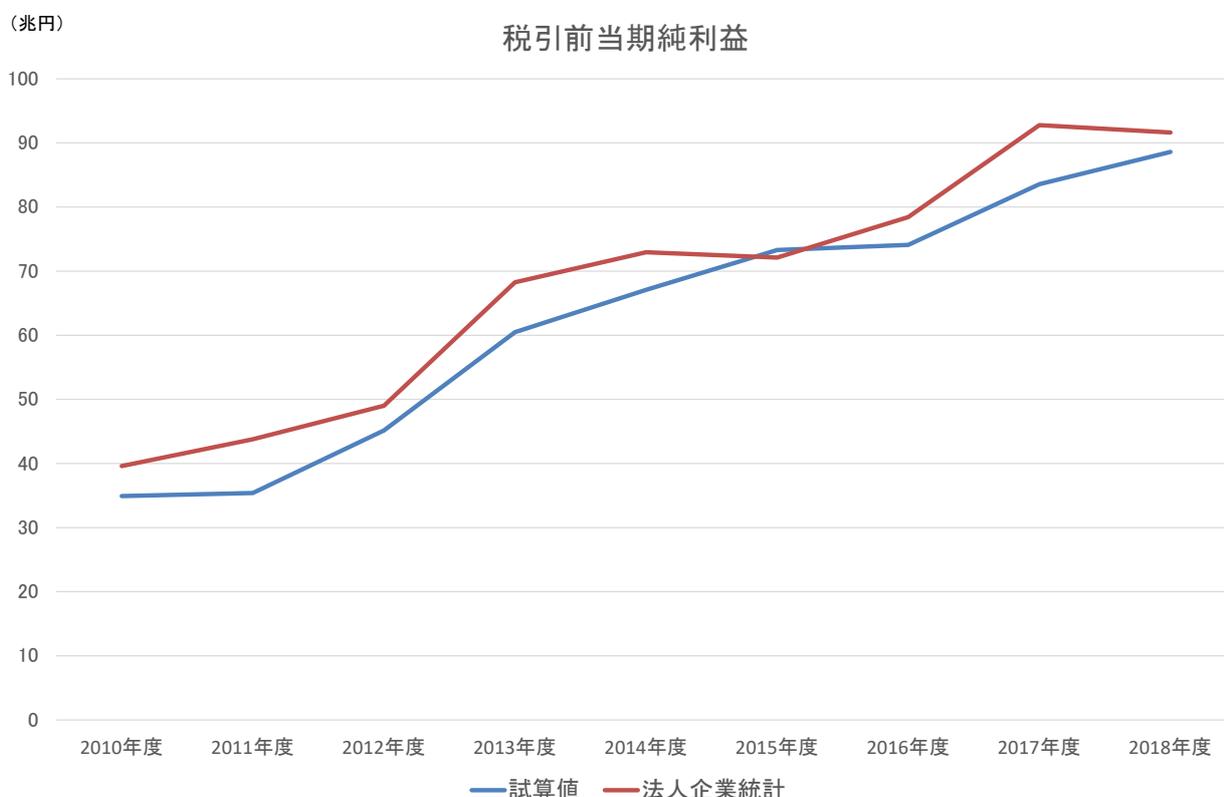
<試算結果>

試算した営業余剰と JSNA における営業余剰、また、参考として「法人企業統計」における営業利益を概念調整したものとの比較を行う⁶。

まず、「会社標本調査」により、上記のように加算減算項目を調整し、税引前当期純利益相当を再現した値と、「法人企業統計」の税引前当期純利益額を比較すると、2015 年度を除き、「法人企業統計」における税引前当期純利益の方が、額は大きくなっている。(図3. 2. 1. -1参照)。

なお、上記のような調整を行わずとも、法人税申告書に項目としてある税引後である「当期利益又は当期欠損額の額」(当期純利益)と「損金経理をした納税充当金」(損益決算書上の法人税等の額)が把握可能であれば、税引前当期純利益は、個別の加算減算項目の調整をせずに把握可能であり、より正確な推計が可能となる。

図3. 2. 1. -1



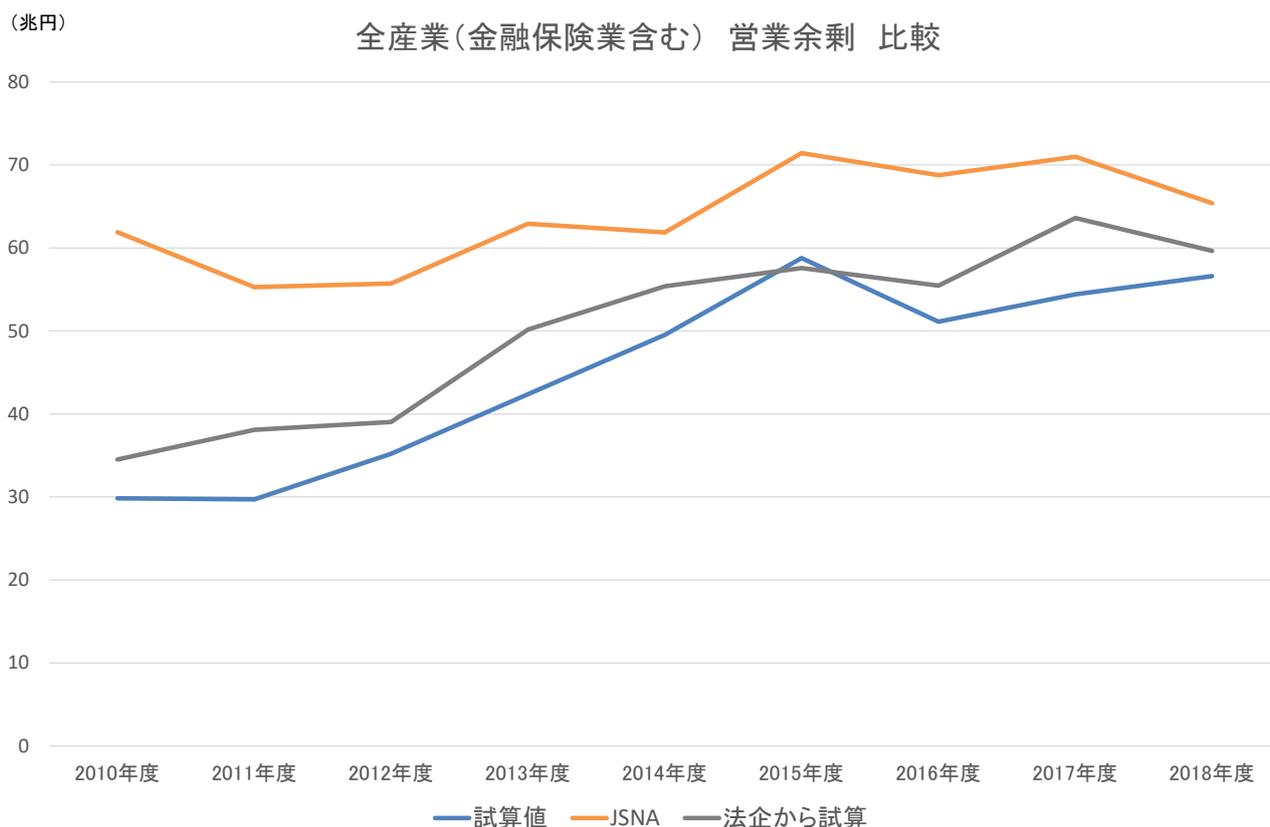
次に、「会社標本調査」により試算した営業余剰と JSNA における営業余剰の比較を行う。その際、JSNA の概念と合わせるために、「会社標本調査」の法人申告所得額に含まれ、JSNA の営業余剰には含まれない交際費・寄付金等を控除し、逆に前者に含まれず、後者に含まれる繰越欠損金等を加算し、さらに、減価償却費や設

⁶ いずれにおいても、金融保険業を含む産業を対象としている。

備投資の調整⁷等を行った⁸。その結果、現行 JSNA における営業余剰と比較すると、試算値の方が、大幅に過小になっている(図3. 2. 1. -2参照)。

これは、上述の概念調整を行ったとしても、企業によって取扱の異なる項目など、調整が困難な企業会計と JSNA における概念に差が生じている可能性があるためと考えられる。また、参考として「法人企業統計」の営業利益より試算した営業余剰を示しているが、規模としては、JSNA よりも試算値に近い。これは、図3. 2. 1. -1における税引前当期純利益の違いによるものである。

図3. 2. 1. -2



(備考) ※試算値は、民間非金融法人と民間金融機関における営業余剰相当を試算。

※グラフにおける JSNA とは、JSNA における民間非金融法人及び民間金融法人による営業余剰。

(公的及び持ち家の営業余剰は含まない。)

※グラフにおける法企とは、「法人企業統計」における金融保険業の経常利益と、その他産業における営業利益の合計。

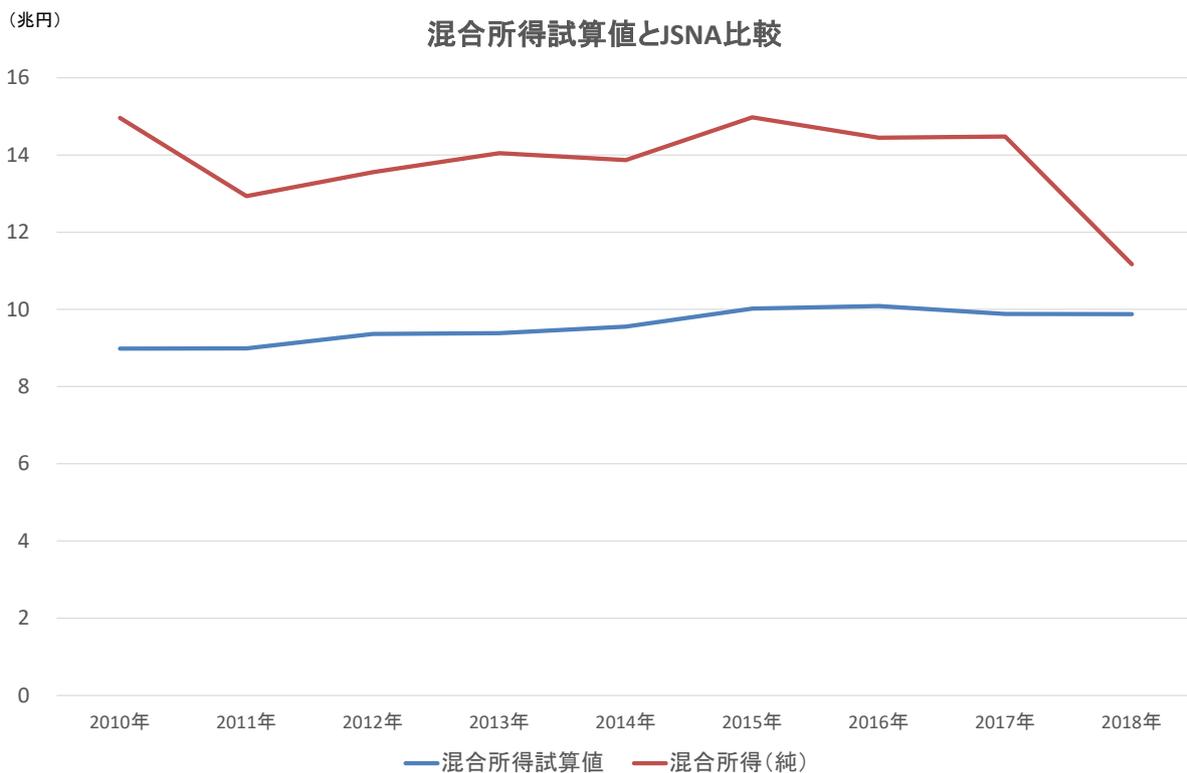
⁷ 「会社標本調査」における試算では、本来であれば、「会社標本調査」における減価償却費や設備投資額を用いた調整を行うべきではあるが、公表されたデータでは調整ができないことから、「法人企業統計」の減価償却費や設備投資額を用いて調整を行った。

⁸ ただし、在外支店の営業利益、FISIM(中間消費分)、在庫品評価調整額等について、企業会計と JSNA には概念差が生じる可能性があるが、これらについての調整は行っていない。

3. 2. 2. 混合所得の試算

混合所得について、「申告所得税標本調査」(国税庁)を利用した試算を行った。同調査における営業所得、農業所得、その他事業所得及び不動産所得金額を合計し、JSNA において財産所得となる土地の賃貸料(家計の受取分)を控除し、混合所得試算値とした(グラフ図3. 2. 2-1参照)。なお、本調査においては、調査対象は、各年分の申告所得税について、「翌年 3 月 31 日現在において申告納税額がある者」全員⁹であるため、所得金額があっても申告納税額のない者(例えば、還付申告書を提出した者等)は、調査対象から除かれている。

図3. 2. 2-1



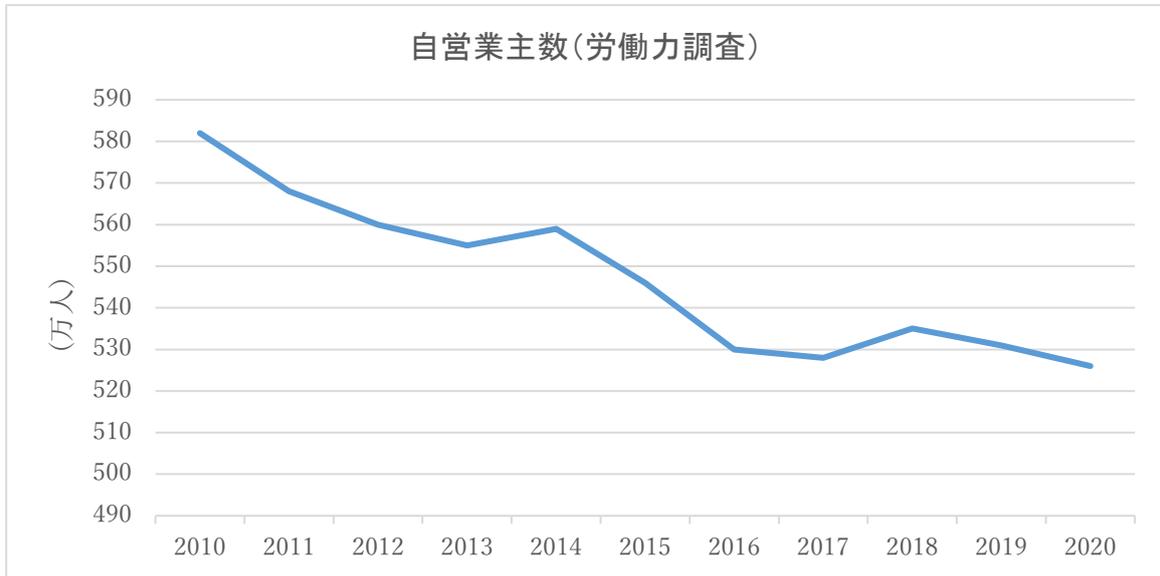
(備考) ※試算値は、「申告所得税標本調査」を用いて混合所得を試算。

※グラフにおける JSNA_混合所得は、JSNA における混合所得(純)の値。

なお、「労働力調査」(厚生労働省)における自営業主数は、近年減少傾向にあり(図3. 2. 2-2参照)、「申告所得税標本調査」による試算とは異なる動きとなっている。

⁹ 各年分の申告所得税について翌年 3 月 31 日現在(平成 24 年分以降は、翌年 3 月 31 日までに申告又は処理をした者のうち、6 月 30 日現在)において申告納税額がある者(以下「申告納税者」という。)全部である。したがって、所得金額があっても申告納税額のない者(例えば、還付申告書を提出した者等)は、調査対象から除かれている。

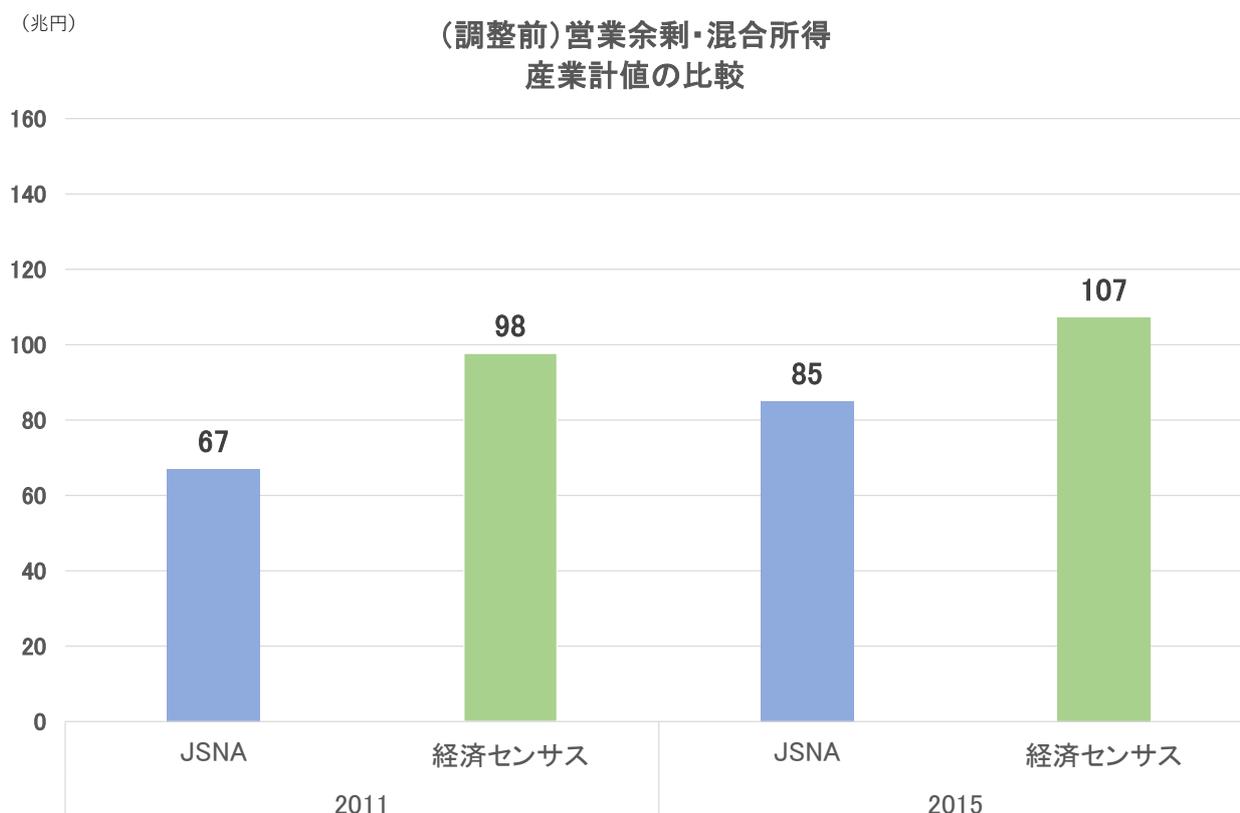
图3. 2. 2-2



〔参考〕「経済センサスー活動調査」の利用可能性について

「経済センサスー活動調査」(総務省・経済産業省)を用いて産業別に営業余剰・混合所得を試算した。売上(収入)金額から費用総額を控除することで、「(調整前)営業余剰・混合所得¹⁰⁾」を推計した¹¹⁾。「経済センサスー活動調査」では個人企業の農林水産業分は調査対象外であるため含まれていない。なお、比較するJSNAにおける営業余剰・混合所得は、持ち家の営業余剰を控除したものであるが、農林水産業の混合所得は含まれている(図 参考-1参照)。

図 参考-1



産業計で比較すると、「経済センサスー活動調査」による試算の方が、2011年は31兆円ほど、2015年は22兆円ほど大きかった。産業別に比較すると2011年および2015年において、JSNAの公表値との乖離が大きい産業は「製造業」および「卸売・小売業」であった(図 参考-2、図 参考-3参照)。

¹⁰⁾ JSNAと企業会計における減価償却費や設備投資等の調整を行っていない調整前である。

¹¹⁾ 「平成24年 経済センサスー活動調査」は、売上にかかる消費税が一部含まれていない可能性があり、参考系列で消費税込みに統一した数値が公表されている。集計値に対する税込集計値の比率が102.1%であることから、「平成24年 経済センサスー活動調査」から営業余剰を求める際は、「売上(収入)金額×1.021-費用総額」で求めた。

図 参考-2

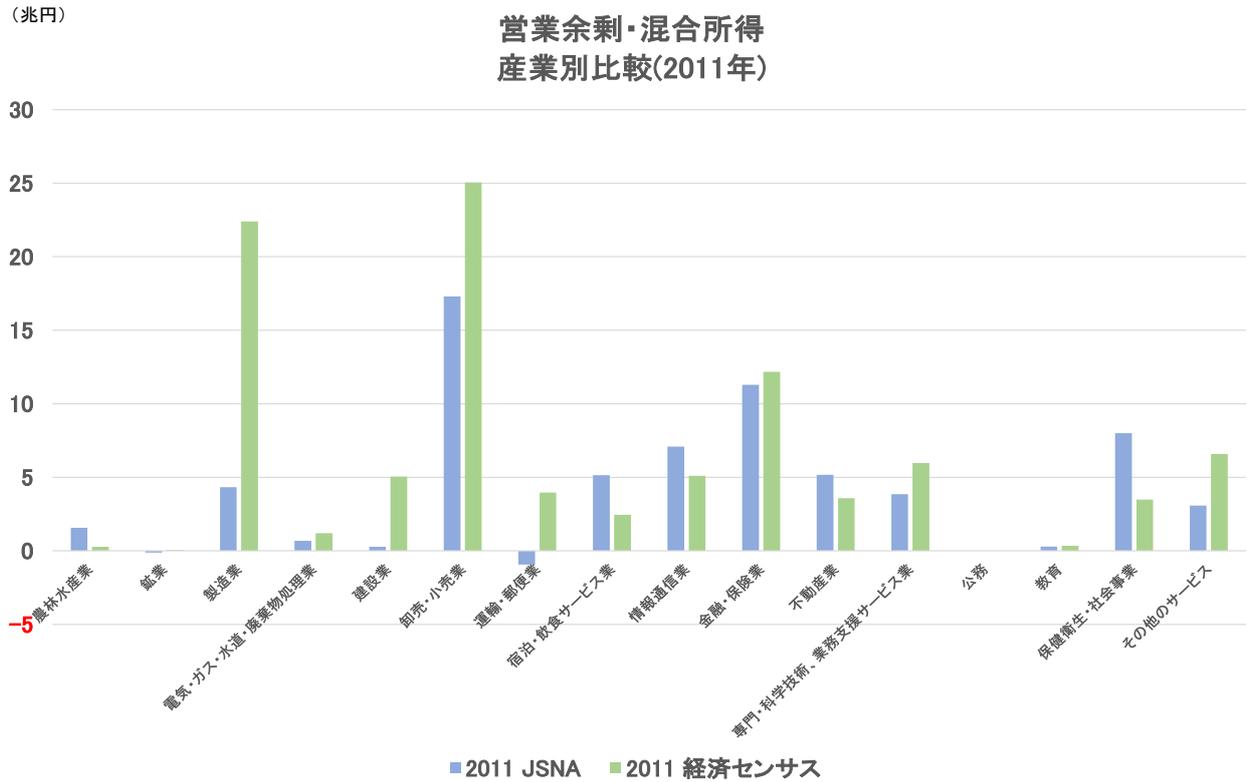
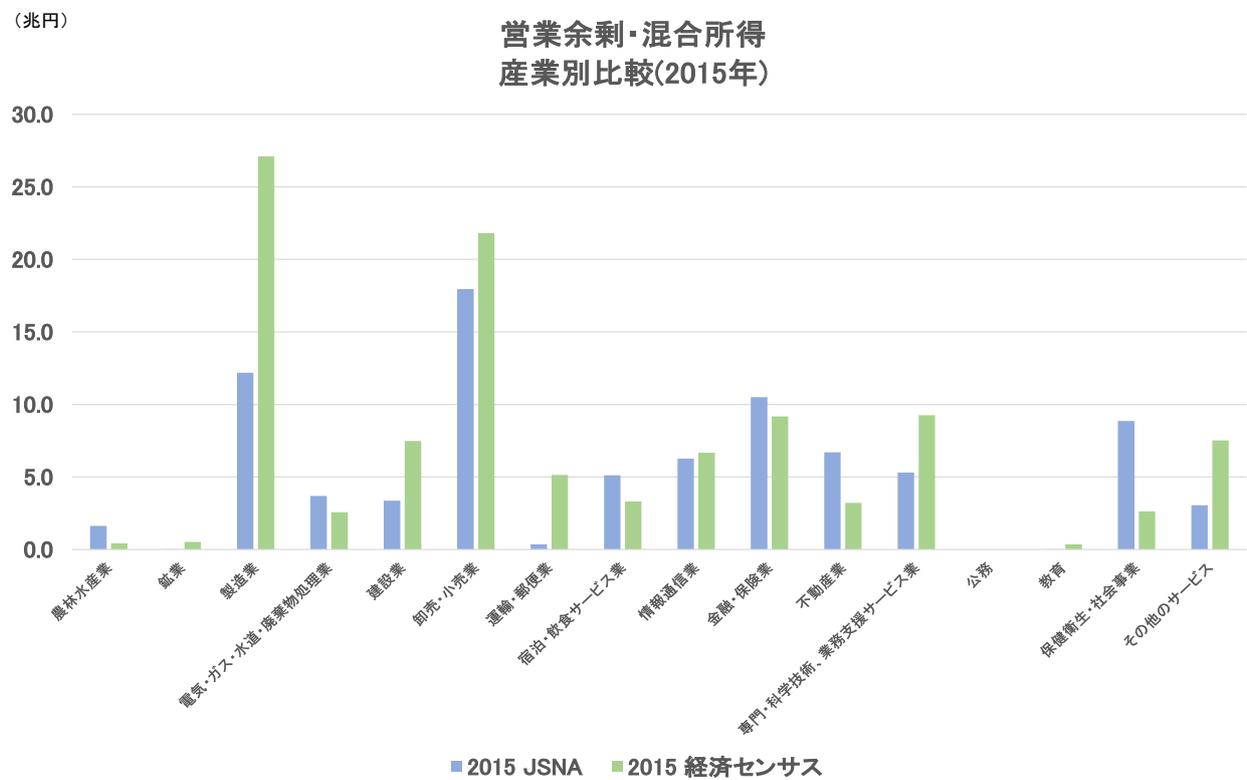
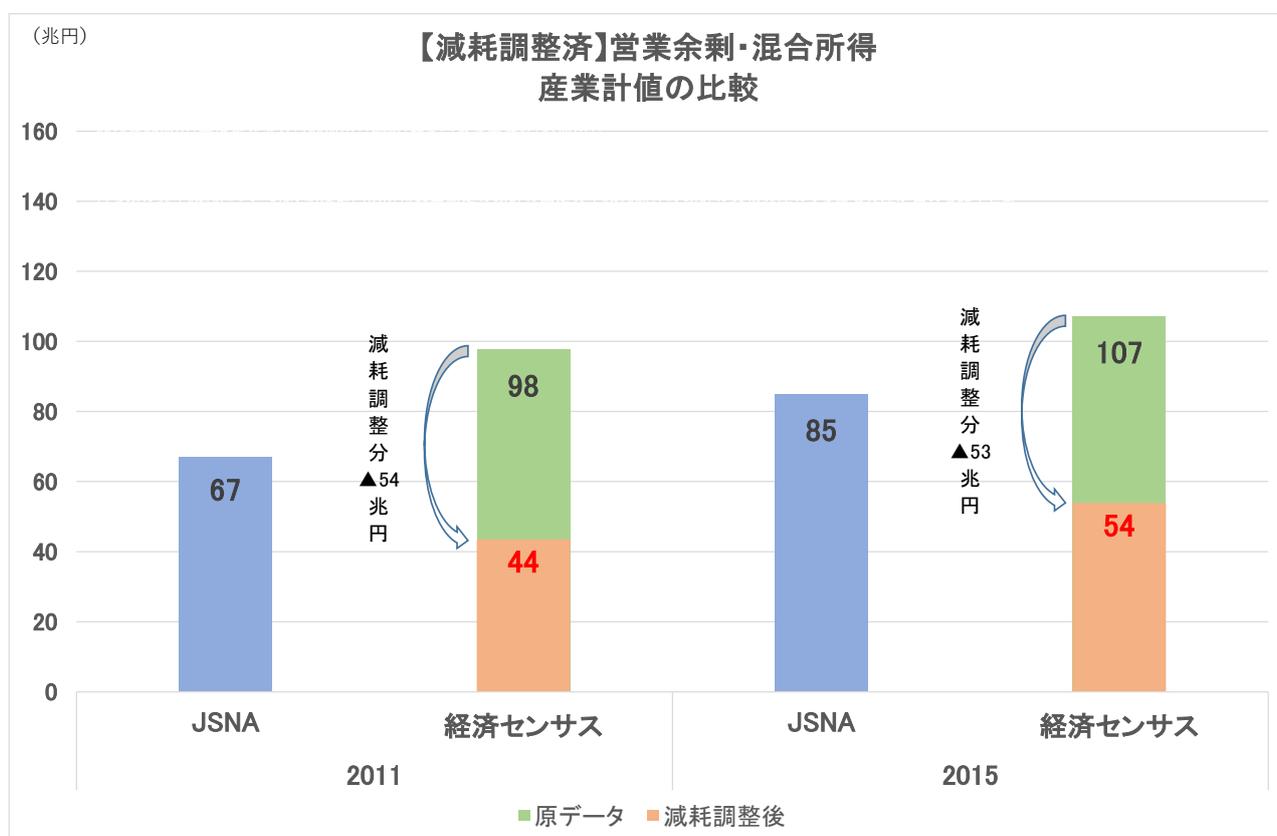


図 参考-3



産業計の違いについて考察すると、まず、JSNA と「経済センサスー活動調査」では、固定資本減耗(減価償却)に差があると考えられる。2011 年及び 2015 年について、JSNA の固定資本減耗が約 90 兆円弱であるのに対して、「経済センサスー活動調査」の減価償却費は約 30 兆円強である¹²。営業余剰(純)は、営業余剰(総)から固定資本減耗を控除することで求められるため、この固定資本減耗(減価償却)の差が営業余剰(純)の計数に影響を与えていると考えられる。そこで、固定資本減耗(減価償却)の差を経済センサス側に計上する調整を行うと、JSNA の方が、2011 年は 23 兆円ほど、2015 年は 31 兆円ほど大きくなった。産業別に比較すると 2011 年及び 2015 年において、調整を行わない場合に JSNA の公表値との乖離が大きかった「製造業」および「卸売・小売業」についてはこの調整により乖離幅は縮小した。(図参考-4、参考-5および参考-6参照)

図 参考-4



¹² JSNA の固定資本減耗は 2011 年 87 兆円(市場生産者分[105 兆円](控除)持ち家の資本減耗[17 兆円])、2015 年 87 兆円(市場生産者分[108 兆円](控除)持ち家の資本減耗[21 兆円])とした。経済センサスの減価償却額は 2011 年 33 兆円、2015 年 34 兆円であるが、これらは対家計民間非営利団体に属すると思われる産業である「学校教育」、「社会保険・社会福祉・介護事業」および「宗教」を除いた計数となっている。また持ち家の資本減耗については、JSNA の制度部門別所得支出勘定における家計の固定資本減耗額に、家計の実物資産のうち住宅資産が占める比率を掛けることで計算している。(宇南山(2016)参考)

図 参考-5

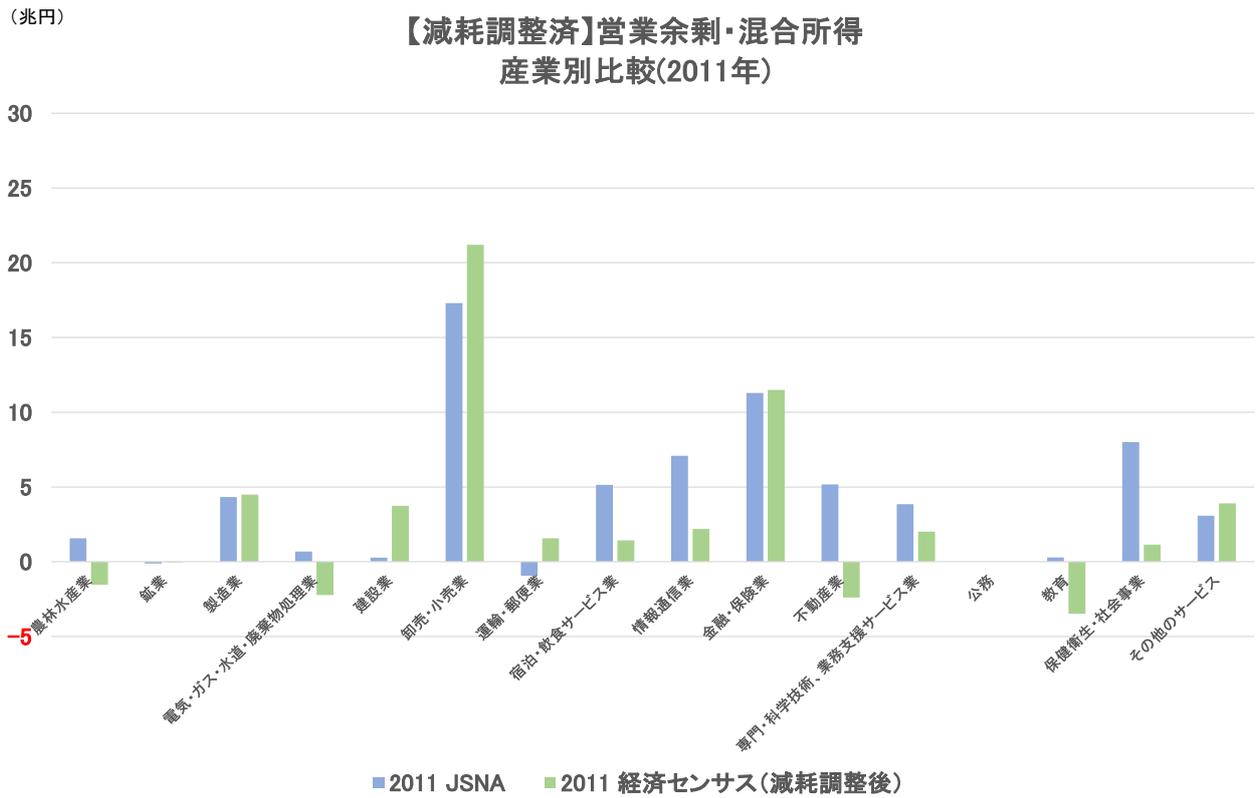
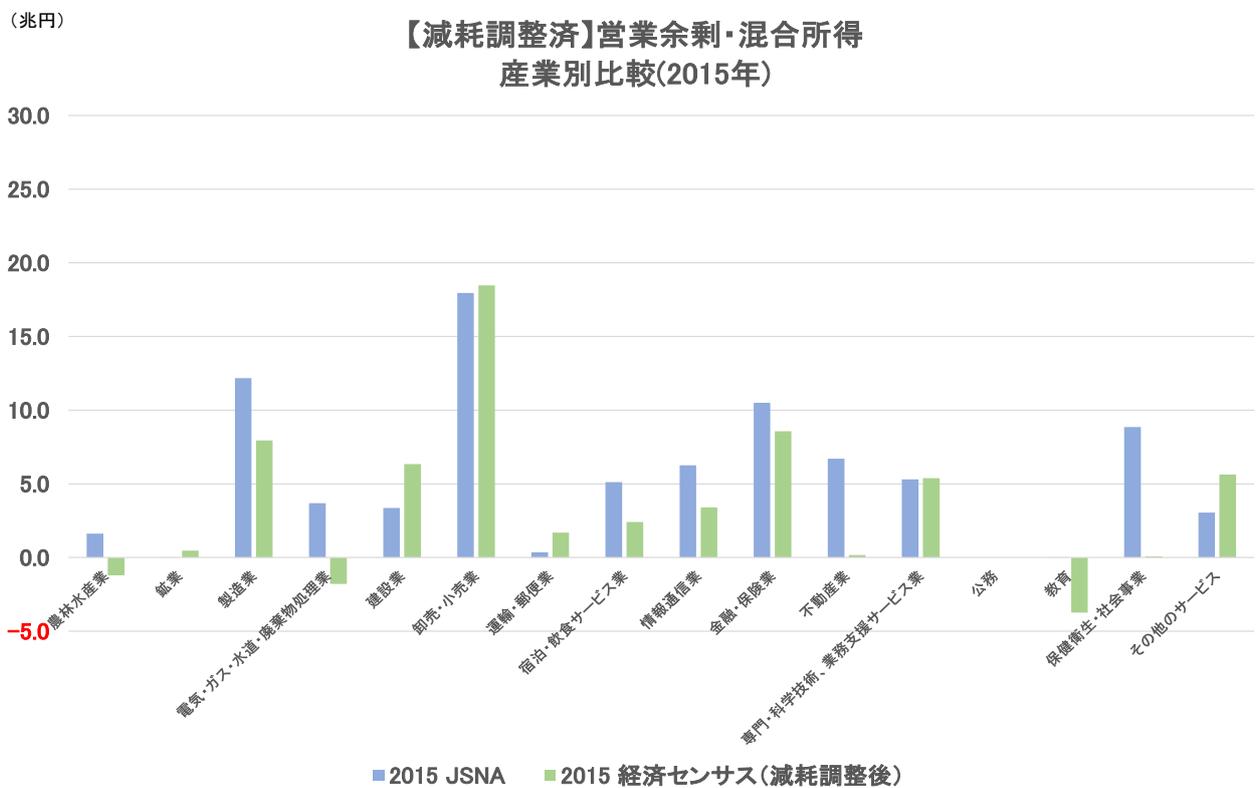


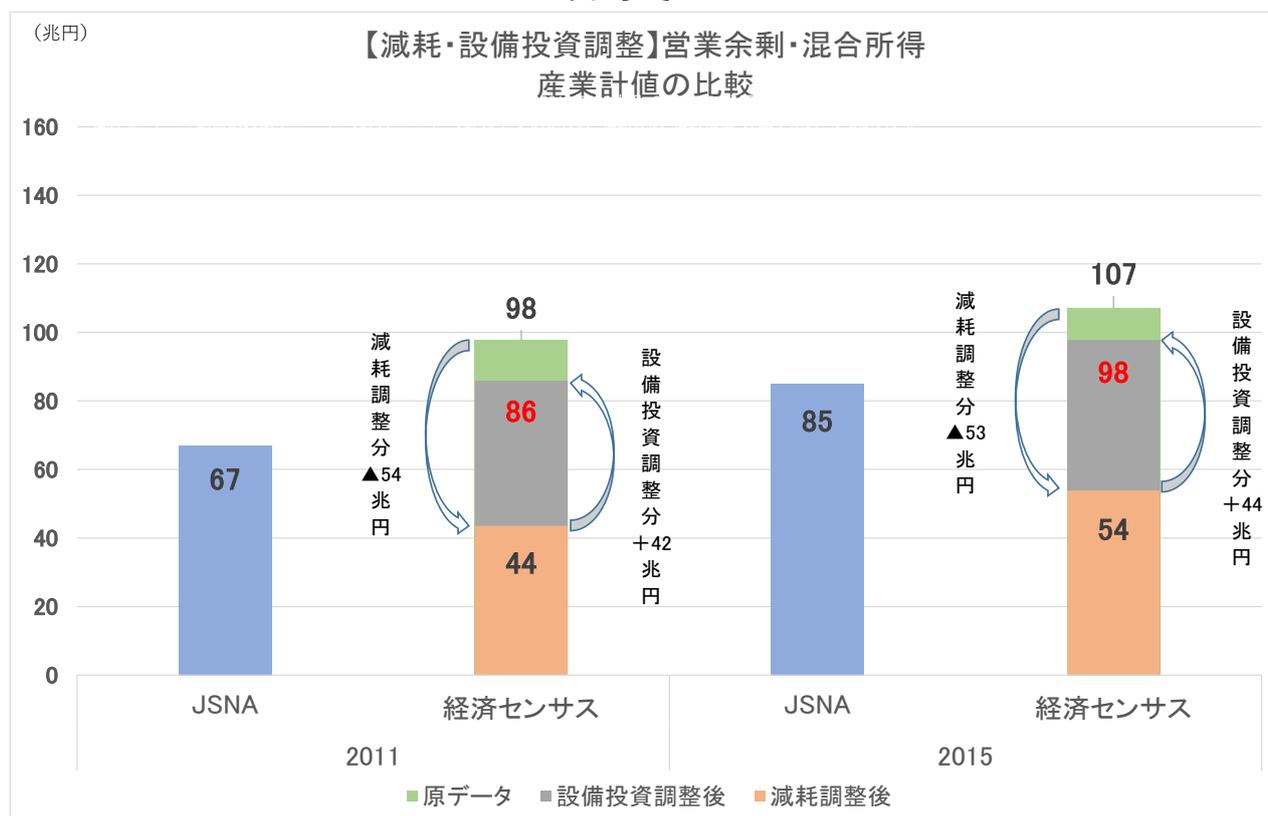
図 参考-6



次に JSNA と「経済センサス-活動調査」では、総固定資本形成(設備投資)に差があると考えられる。JSNA の総固定資本形成(民間法人企業及び公的企業)が 2011 年 77 兆円、2015 年 92 兆円であるのに対して、「経済センサス-活動調査」の設備投資額は 2011 年 34 兆円、2015 年 47 兆円である¹³。既に求めた固定資本減耗(減価償却)を調整した額(2011 年 44 兆円、2015 年 54 兆円)に対して、JSNA の総固定資本形成と経済センサスの設備投資の差分(2011 年 42 兆円、2015 年 44 兆円)を経済センサス側に計上し、JSNA と経済センサスで総固定資本形成(設備投資)において差が生じないように調整すると、経済センサスによる営業余剰・混合所得の試算が、2011 年は 19 兆円ほど、2015 年は 13 兆円ほど大きくなった。(図参考-7参照; JSNA では産業別の総固定資本形成額は公表されていないため合計値の比較のみを行った。)

以上、「経済センサス-活動調査」を利用し、「会社標本調査」や「法人企業統計」による試算と同じ方法¹⁴による調整を行い、減価償却費や設備投資等について調整を行った営業余剰・混合所得を試算したが、これまでの試算と同様に調整が適切に実施できず、評価が難しい状況である¹⁵。

図 参考-7



¹³ JSNA の総固定資本形成は、総資本形成に係る消費税を抜いたものである。なお、JSNA の総固定資本形成には、「経済センサス-活動調査」における調査対象外の公的企業分も含まれている。また、経済センサスの設備投資額は対家計民間非営利団体に属すると考えられる「学校教育」、「社会保険・社会福祉・介護事業」および「宗教」を除いたものである。

¹⁴ 純粋持ち株会社における受取配当の調整は行っていない。(参考:「法人企業統計調査」による純粋持ち株会社の受取配当額: 2011 年約 1 兆円、2015 年約 2.5 兆円)

¹⁵ 宇南山(2016)等を参考に「経済センサス-活動調査」を用いた付加価値額と JSNA における付加価値額の比較については、今後、検討する余地がある。

3.3. 四半期推計について

営業余剰・混合所得について速報期間を四半期で延長推計する方法として、これまでの分配側四半期別 GDP 速報の検討においては、以下の方法を検討していた。

営業余剰(民間非金融法人企業)は、『法人企業統計』における営業利益(売上高一売上原価一販売費及び一般管理費)を概念調整したもの¹⁶を補助系列として、前年比伸び率により延長推計する。¹⁷

営業余剰(民間金融機関)は、金融業産出額の QE 推計値を補助系列として、直近年次推計値から前年比伸び率により延長推計する。

混合所得(個人その他産業)は、「産業別自営業者数」(「労働力調査」)及び「産業別一事業所あたり営業利益」(「個人企業経済調査」)¹⁸を用いて補助系列を作成し、直近年次推計値から前期比伸び率により延長推計する。

しかしながら、第5章で詳述のとおり、この営業余剰・混合所得の推計部分が、速報推計方法による試算値から年次推計にかけての分配側 GDP の改定率・改定幅において、大きく寄与している状況となっている。

3.4. まとめ

現行の JSNA における営業余剰・混合所得の推計方法について整理を行い、営業余剰・混合所得の独立推計の可能性について検証を行った。

まず、税務会計、企業会計及び JSNA におけるそれぞれの所得・利益・営業余剰等に係る概念差について、特に、企業会計、税務会計、及び JSNA における利益項目の関係や、JSNA における固定資本減耗と企業会計における減価償却費の主な違いについて整理を行った。JSNA の営業余剰・混合所得と同一の概念を持つ営業利益等の基礎統計の公表データは存在せず、基礎統計の公表データを組み替えることのみによって JSNA における営業余剰・混合所得を推計することはできないため、基礎統計の公表データを何らかの形で調整を行う必要がある点を整理した。

それらを踏まえ、税務統計から、営業余剰・混合所得の試算を行った。営業余剰については、「会社標本調査」等を用いたが、試算結果は、「法人企業統計」の営業利益や JSNA の営業余剰とは異なる水準及び伸び率となっている。混合所得についても、「申告所得税標本調査」を利用した試算を行った。

これらを用いて民間非金融法人企業・民間金融機関の営業余剰及び混合所得を独立推計した場合の営業余剰・混合所得と JSNA における公表値を比較したところ、水準及び伸び率は、異なる動向となっており、概念を完全に調整することは難しいと言える。結論としては、税務統計を利用した年次における営業余剰・混合所得の独立推計には多くの課題が残る状況である。

一方、四半期値での推計を想定すると、営業余剰について「法人企業統計」を利用することが考えられるが、

¹⁶ 具体的には、「法人企業統計」の営業利益の計算に用いている人件費の四半期パターンが雇用者報酬の四半期パターンと異なることから、「法人企業統計」の人件費の四半期パターンを年次推計における雇用者報酬の民間産業分の四半期パターンに修正した SNA 概念調整後の人件費を利用して概念調整している。

¹⁷ なお、賞与の扱いについては、発生主義の原則からは、雇用者報酬としての賞与は支給される四半期ではなく生産が行われた各四半期に発生しているという扱いをすべきという見方もある。

¹⁸ 「個人企業経済調査」は 2019 年度以降、年次調査となり、分配 QNA の推計に用いることができなくなった。

混合所得については、「個人企業経済調査」が年次化されたため、個人企業の営業収益については四半期別に把握する統計が存在しないという課題がある。現状、混合所得の四半期推計で利用可能な統計としては、「労働力調査」の自営業主数以外には存在しない状況である。

第4章 雇用者報酬について

雇用者報酬は、賃金・俸給と雇主の社会負担からなり、賃金・俸給については国民概念と国内概念が存在する。賃金・俸給(国民)については、賃金・俸給(国内)に海外からの雇用者報酬(純)を加算することで得られる。海外からの雇用者報酬(純)は海外への支払と海外からの受取の差額として求められるものである。賃金・俸給の国民概念および国内概念に雇主の社会負担をそれぞれ加算して得られるのが、雇用者報酬(国民概念)および雇用者報酬(国内概念)である。

雇主の社会負担は、雇主の現実社会負担と雇主の帰属社会負担に分割される。雇主の現実社会負担とは、厚生年金保険などの社会保障基金に対する雇主の負担金(分)のことを指し、雇主の帰属社会負担は発生主義により受給権を記録する確定給付企業年金や退職一時金が該当する。

雇用者報酬のうち、太宗を占めるのは、賃金・俸給のうち現金給与である。そのうち、農林水産業・公務以外の産業における現金給与の推計方法は、産業別・四半期別の雇用者数×一人当たり現金給与額により求めている。雇用者数は、5年ごとの「国勢統計」(総務省)を基礎資料として、中間時点を「労働力調査」の動向で補間して求めている。また、雇用者数には2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所が異なる場合は、それぞれ一人として数えた副業者分も含まれている。一人当たり現金給与額については、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)により求める。

雇用者報酬の構成項目	推計方法概観	2019年度 (10億円)
雇用者報酬(国内)	①. ②. の総和(積み上げ)	287,864.5
①. 賃金・俸給(国内)	①-a.b.c.d.e.f.の総和(積み上げ)	244,027.0
①-a. 現金給与	①-a-(a). (b). (c). の総和(積み上げ)	非公表
①-a-(a). 農林水産業	農業経営統計調査等より	
①-a-(b). その他の産業	①-a-(b)-ア. イ. の総和(積み上げ)	
①-a-(b)-ア. 産業ごとの現金給与総額	現金給与単価(毎月勤労統計)×雇用者数(労働力統計)	
①-a-(b)-イ. 船員の現金給与総額	現金給与単価×雇用者数(ともに船員労働統計等)	
①-a-(c). 公務	国の決算書などより	
①-b. 役員報酬	常用雇用現金給与単価×役員報酬格差率×役員数など	
①-c. 議員歳費	地方財政統計年報	
①-d. 現物給与	現金給与総額×現物給与比率	
①-e. 給与住宅差額家賃	家計統計等より	
①-f. 雇用者ストックオプション	法人企業統計等より	
②. 雇主の社会負担	②-a.b.の総和(積み上げ)	43,837.5
②-a. 雇主の現実社会負担	各種事業報告書より	41,437.5
②-b. 雇主の帰属社会負担	各種事業報告書より	2,400.0

4. 1. 基礎統計と JSNA の概念差について

(1) 賃金関係の基礎統計について

SNAにおける雇用者とは、就業者(あらゆる生産活動に従事する者)のうち自営業主と無給の家族従業者を除くすべての者をいう。

一方、主な賃金関係の基礎統計について、その調査対象等を整理すると以下のとおりである。調査によって、調査対象が異なっており、JSNAとして一国全体を推計するには、各々の対象に応じた補正推計が必要となる。なお、「毎月勤労統計調査」では、毎年¹⁹、常用労働者1人以上4人以下の事業所を対象に特別調査を実施しており、JSNA推計では、特別調査を用いて、常用労働者1～4人部分の補正を行っている。

統計調査名	毎月勤労統計調査	賃金構造基本統計調査	民間給与実態統計調査
管轄省庁	厚生労働省	厚生労働省	国税庁
調査対象給与	毎月分給与	6月分給与	前年年収
調査時期	翌月	7月	1月中旬～2月
公表時期	速: 翌々月初 確: 翌々月下旬	概要: 翌年3月 詳細: 翌年6月	概要: 9月 詳細: 11月
母集団	5人以上の常用労働者を雇用する事業所	- 5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所 - 10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所	- 源泉徴収義務者(民間事業所)に勤務する給与所得者 - 従事員1人以上の事業所
	常用労働者	全労働者 (常用労働者+臨時労働者)	給与所得者
母集団フレーム	事業所母集団データベース (約133万事業所)	事業所母集団データベース (約133万事業所、約4,000万人)	KSKシステム 源泉徴収義務者名簿 (約350万か所)
サンプルサイズ	- 約3.3万か所	- 約7.8万か所 - 約165万人	- 約2.9万か所 - 約32万人

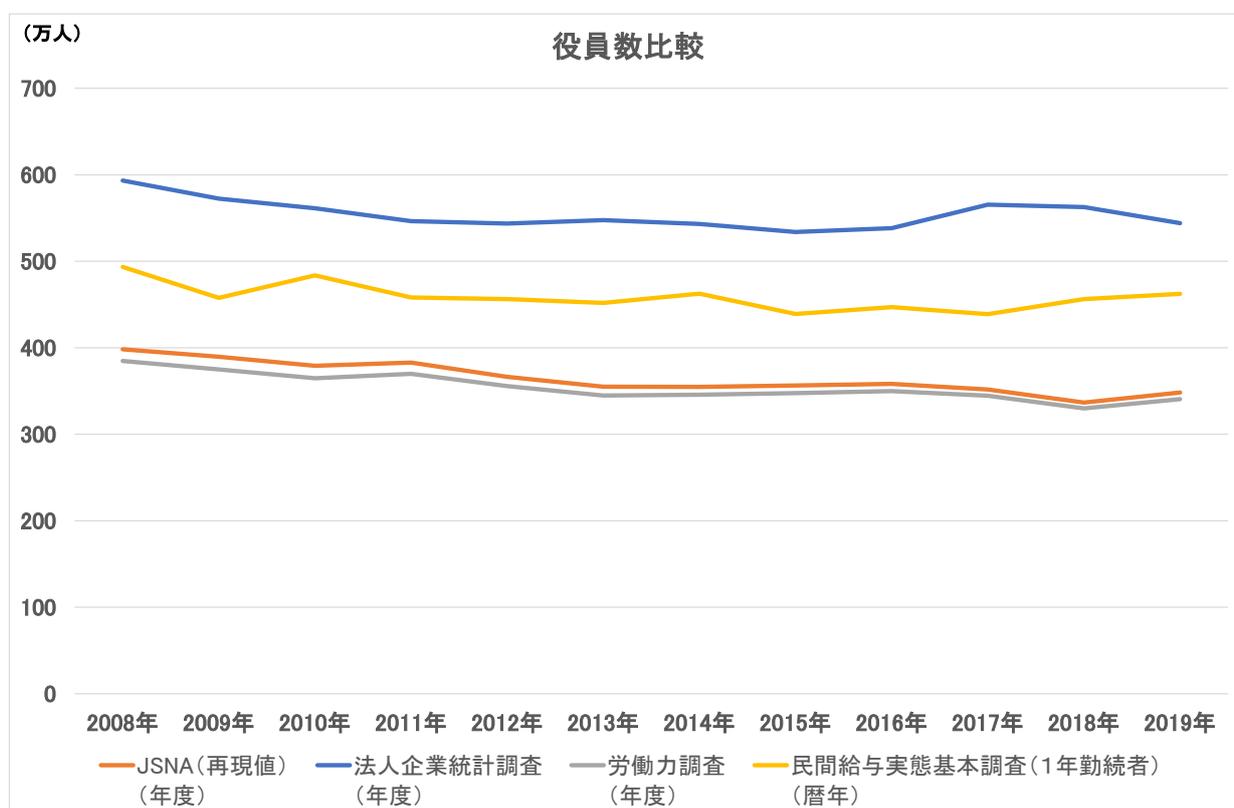
また、JSNA(SNAはフルタイム換算を推奨)における雇用者数は、2か所において勤務するような副業を行っている場合は、2人と考える。これは、上記のような事業所統計においては、複数事業所に勤務する雇用者については、2つの事業所であれば、2人として把握可能である。一方、「国勢調査」や「労働力調査」のような、個人・世帯を対象とした調査においては、主たる就業状況を把握するのみであり、副業者については、別途加算す

¹⁹令和2年の「毎月勤労統計調査(特別調査)」は中止し、代替調査として、郵送・インターネットにより、「小規模事業所勤労統計調査」を実施することとなっている。

る補正が必要となる。現行推計においては、「就業構造基本調査」(総務省)や「経済センサス-活動調査」から就業者に占める副業者の割合で求めた副業者比率によって副業者数を推計し、加算している。ただし、両統計調査ともに5年に一度の調査であり、毎年及び四半期における副業者の動向を正確に把握することはできない。また、「就業構造基本調査」における副業の把握は、主業以外に副業があるか否かは把握可能であるが、その者がいくつの副業を行っているのかは把握できない。このため、例えば、主業以外に複数の役員を兼務している場合等については、3つ目以降は把握できていないこととなる。

(2) 役員について

基礎統計と JSNA の概念差については、各基礎統計における調査対象となる全体的な範囲の違いの他にも、「役員」において、「専任役員」と「従業員兼務役員」の別など、調査によって調査対象が異なっている点が挙げられる。



上記グラフは、役員数について各種統計を比較したものである。JSNA 役員数の推計には、「労働力調査」を用いている。このため、JSNA 及び「労働力調査」の役員数は、副業部分の補正以外は同程度となっている。一方、「法人企業統計」は 550 万人前後となっている。これは、従業員兼務役員の取り扱いの違い等によるものであると考えられる。「法人企業統計」では、役員(給与)に関する調査表上の記述として、以下のように記載されている。

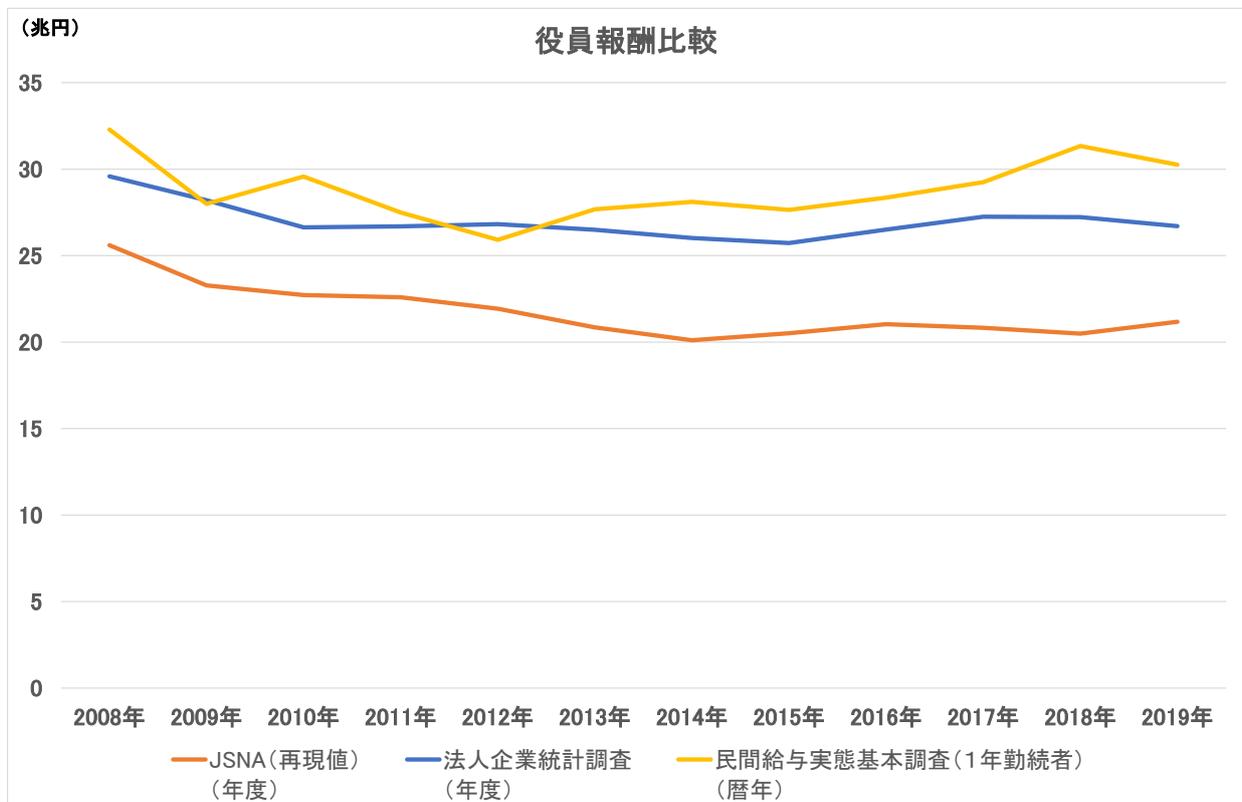
役員とは、会社法上の役員等(執行役員は含まれません。)を指します。常勤、非常勤を問わず、役員(従業員を兼務している役員を含みます。)に対して当該事業年度に計上した役員報酬、給料及び手当等(所得税・保険料等控除前)の総額を記入して下さい。ただし、従業員を兼務している役員に対して支給される従業員給与(従業員の立場として受ける給与)につきましては、従業員給与に含めて下さい。

つまり、JSNA 及びその基礎統計である「労働力調査」では従業員に区分されている従業員兼務役員についても、「法人企業統計」では役員に含まれている。こういった違いにより、「法人企業統計」における役員数は JSNA や「労働力調査」よりも多くなっていると考えられる。

また、「民間給与実態調査」(国税庁)での従業員兼務役員の取り扱いは、「法人企業統計」と同様、従業員兼務役員を役員に含めている、と考えられる。しかし、「民間給与実態調査」で表章されているのは「1年以上の勤続者」であるため、勤続1年未満の役員はこれに含まれない。したがって、「法人企業統計」よりも役員数の計数は小さくなっている。

これら役員数の違いもあり、役員報酬額についても差異が出ている。下記表は JSNA、「法人企業統計」及び「民間給与実態調査」の3つの統計における役員報酬額の違いである。「法人企業統計」と「民間給与実態調査」では計数は 30 兆円前後と似通ったものとなっているが、JSNA は 20 兆円前後と少ない。

ただし、この区分の違いにより役員報酬となっていない部分については、後述のとおり、役員報酬としてではなく、従業員給与として、現金給与において計上されており、いずれも結果的には雇用者報酬としては含まれている。



4. 2. 各種統計による年次試算

4. 2. 1. 賃金構造基本統計調査を用いた試算

「賃金構造基本統計調査」については、調査対象について、以下の留意点がある。

- ① 産業範囲は「毎月勤労統計調査」と同じ(農林水産業および公務は調査対象産業ではない)
- ② 「きまって支給する現金給与額」は、6月分として算定された給与(税込み)で、超過労働給与額、通勤手当、精皆勤手当、家族手当等を含む。
- ③ 各年で公表されている「年間賞与その他特別給与額」については一年前のデータである。例えば2019年に公表された「年間賞与その他特別給与額」は2018年分(1年分)のものとなる。
- ④ 役員報酬は含まれない。
- ⑤ 労働者の種類は、一般労働者、短時間労働者及び臨時労働者に分類される。
- ⑥ 常用労働者5-9人規模の公営企業については捕捉されていない。

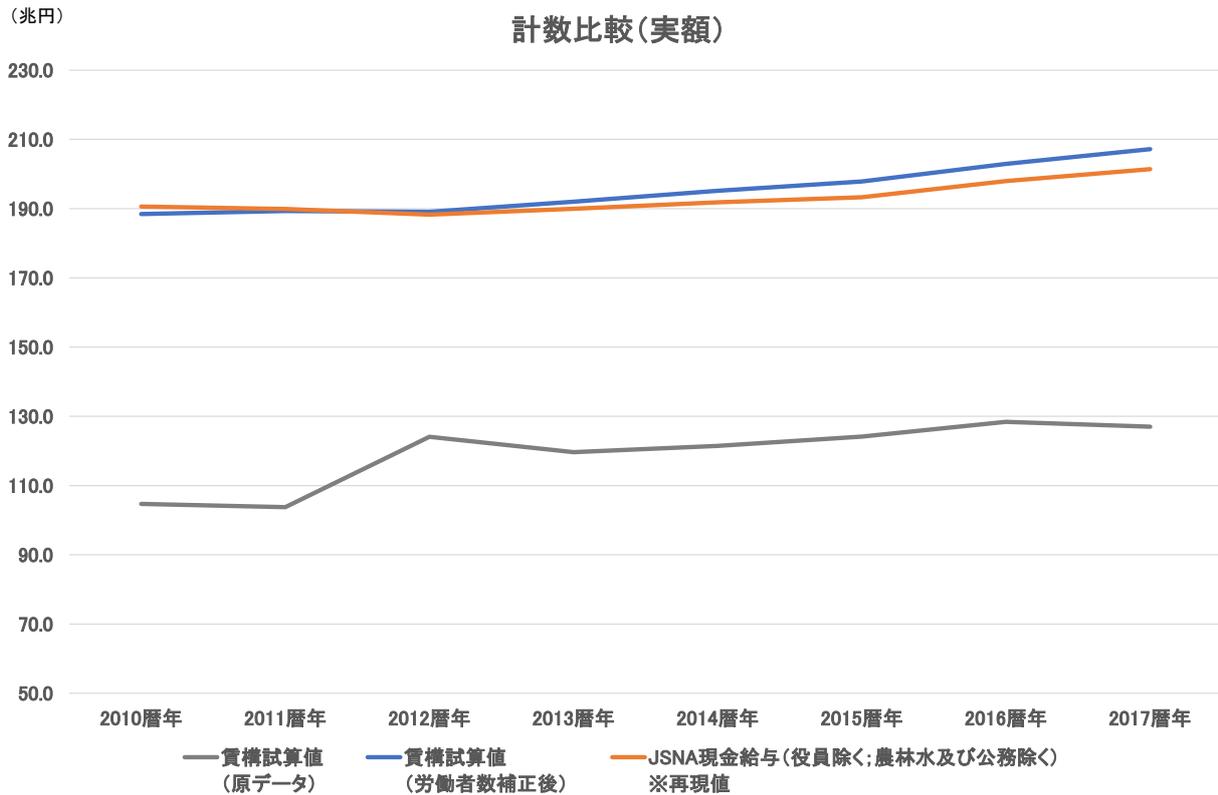
このため、「賃金構造基本統計調査」から得られた常用労働者5人以上規模企業(10人以上規模+5-9人規模の合計)に属する労働者について、同調査の公表値を用いた給与所得額を試算すると、同調査のカバレッジから漏れている部分が多く(労働者数が、「賃金構造基本統計調査」;約3,000万人、JSNA約5,000万人)、JSNA推計値(再現値)とは、何ら調整を行わない場合、水準についても時系列推移についても大きく異なる。

このカバレッジの違いを補正し、試算を行う。

労働者数を補正するために、同調査の公表値から得られた計数を用いて、一人当たり現金給与単価を算出し、この一人当たり現金給与単価に対してJSNAの雇用者数(役員除く;農林水および公務除く)を掛け合わせた。この補正を行った結果として、現行の「毎月勤労統計調査」より求めた一人当たり現金給与単価を用いた場合と最大でも5兆円ほどのかい離が見られたものの、ほぼ同水準のものとなった。また時系列的な動きとしてもほぼ似通ったものとなった。(図4. 2. 1. 参照)

現行推計と「賃金構造基本統計調査」による試算とのかい離は、常用労働者5-9人規模の公営企業分が同調査には含まれていないこと(同調査が過小な理由)や役員の取り扱いによる差(過大・過小双方の理由になり得る)によるものが考えられる。

図4. 2. 1. -1



(備考)

※グラフにおける賃構試算値(補正前)は、「賃金構造基本統計調査」の公表データによる現金給与(農林水産業及び公務を除く)試算値

※グラフにおける賃構試算値(労働者数補正後)は、「賃金構造基本統計調査」を基に、労働者数を補正した現金給与(農林水産業及び公務を除く)試算値

※グラフにおける JSNA 現金給与(農林水産業及び公務除く)は、現行推計の方法を基に、現金給与(農林水産業及び公務を除く)を再現した値

※いずれも年度値に調整している。

4. 2. 2. 民間給与実態調査を用いた試算

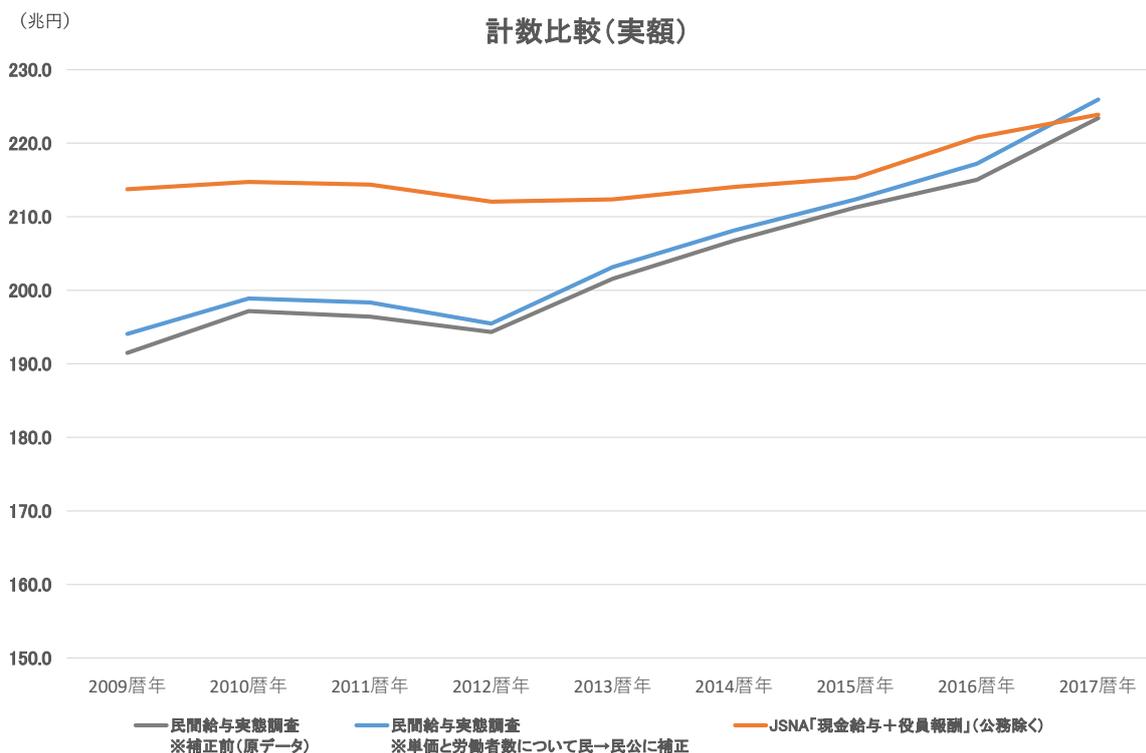
「民間給与実態調査」(国税庁)を用いた試算を行う。

「民間給与実態調査」については、調査対象について、以下の留意点がある。

- ① 産業範囲は「毎月勤労統計調査」や賃金構造基本統計調査の産業分類+農林水産業(公務は調査対象産業ではない)
- ② 調査対象は同調査名の通り民間企業分のみであり、公的企業は含まれない。公的企業とは公務以外の産業に属する公営の企業である。
- ③ 役員報酬も含まれる。
- ④ パート・アルバイトは含まれるものの、日雇い労働者は含まれない。

図4. 2. 2. -1

計数比較(実額)



(備考)

※グラフにおける「民間給与実態調査による試算※補正前(原データ)」は、民間給与実態調査より単純に集計した公務を除く現金給与+役員報酬の試算値。

※グラフにおける「民間給与実態調査による試算※公的企業分を補正」は、上記に公的企業分を補正した試算値。

※グラフにおける JSNA「現金給与+役員報酬」(公務除く)は、現行推計の方法を基に、公務を除く現金給与+役員報酬を再現した値

※いずれも年度値に調整している。

まず、「民間給与実態調査」の公表データを用いた給与所得の方が、JSNA 推計のものより、2009 年では 20 兆円ほど過小であった一方、2017 年にはそのかい離が解消し、ほぼ同水準となっている。

次に、同調査は民間企業のみが対象であるため、民営・公営別に給与額および労働者数を公表している賃金構造基本統計調査を利用し、公的企業を含むものに補正する。(ただし、「賃金構造基本統計調査」は常用労働者 10 人以上規模の企業における一般労働者についてのみ民公別の計数がある。)

この補正を行った結果、「民間給与実態調査」の公表データに対し、常用労働者 10 人以上規模の公営企業分の補正として2-3兆円加算されたものの、時系列的な傾向や大きな水準の変更等は見られず、現行推計よりも試算値の方が過小となっている。(図4. 2. 2. 参照)

現行推計と「民間給与実態調査」による試算とのかい離の要因としては、①常用労働者 5-9 人規模の公的企業の補正が行われていない、②公的企業の役員報酬が考慮されていない、③源泉所得税が発生しなかった事業所や当該年の 12 月末までに廃業した事業所については調査対象外である点などが考えられる。

一方、近年において、かい離幅が縮小しているが、民間給与実態調査における試算値の足元における伸び

の理由及び現行推計との違いについて、今後さらなる検証が必要である。

4. 2. 3. 法人企業統計を用いた試算

上記以外の別のアプローチの可能性の検証を行った。具体的には、検討課題例として挙げられていた「法人企業統計」の人件費を用いた推計アプローチについて、検証を行った。「法人企業統計」では、「従業員給与」、「従業員賞与」、「役員給与」、「役員賞与」が公表されている。このため、「従業員給与」と「従業員賞与」の合計値と雇用者報酬のうち、その他産業の現金給与について、また、「役員給与」と「役員賞与」の合計値と役員報酬を比較する。(図4. 2. 3. -1、-2、および-3参照)

推計結果については、現行推計と「法人企業統計」における水準を比較するとその他産業の現金給与は現行推計の方が高い水準となる一方、役員報酬は「法人企業統計」の方が高い水準となっている。これらを合計し、比較すると、現行推計値や「民間給与実態調査」等による試算の水準より低くなっている。四半期値が把握できるという有用性はあるものの、他統計と比較すると、水準の違いが大きく、何らかの調整を行わなければ、そのままの利用は困難である。

図4. 2. 3. -1

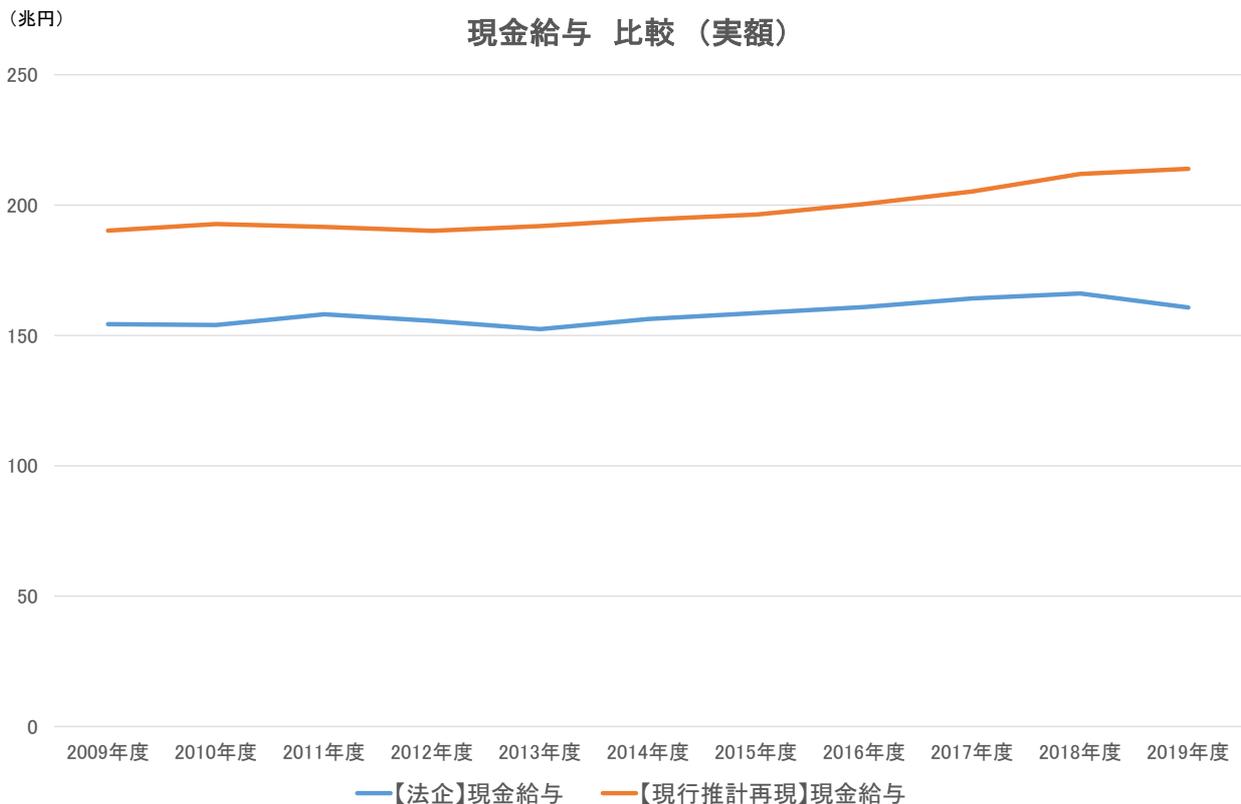


図4.2.3.-2

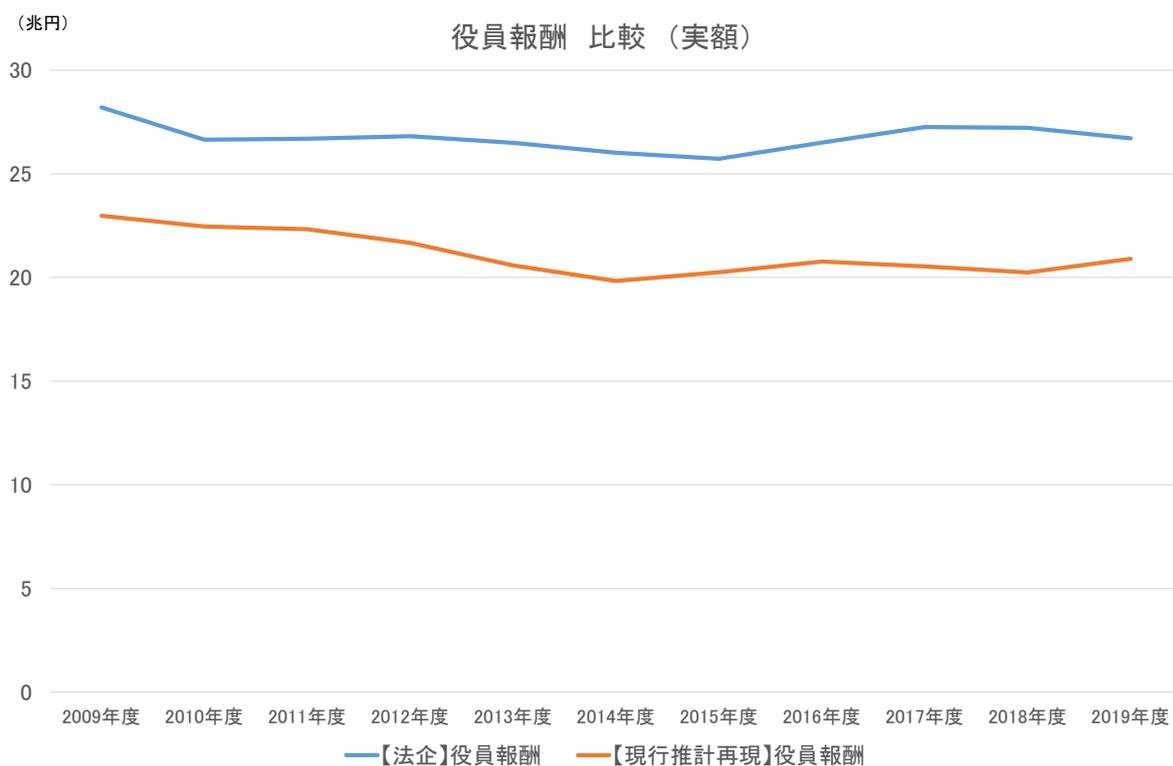
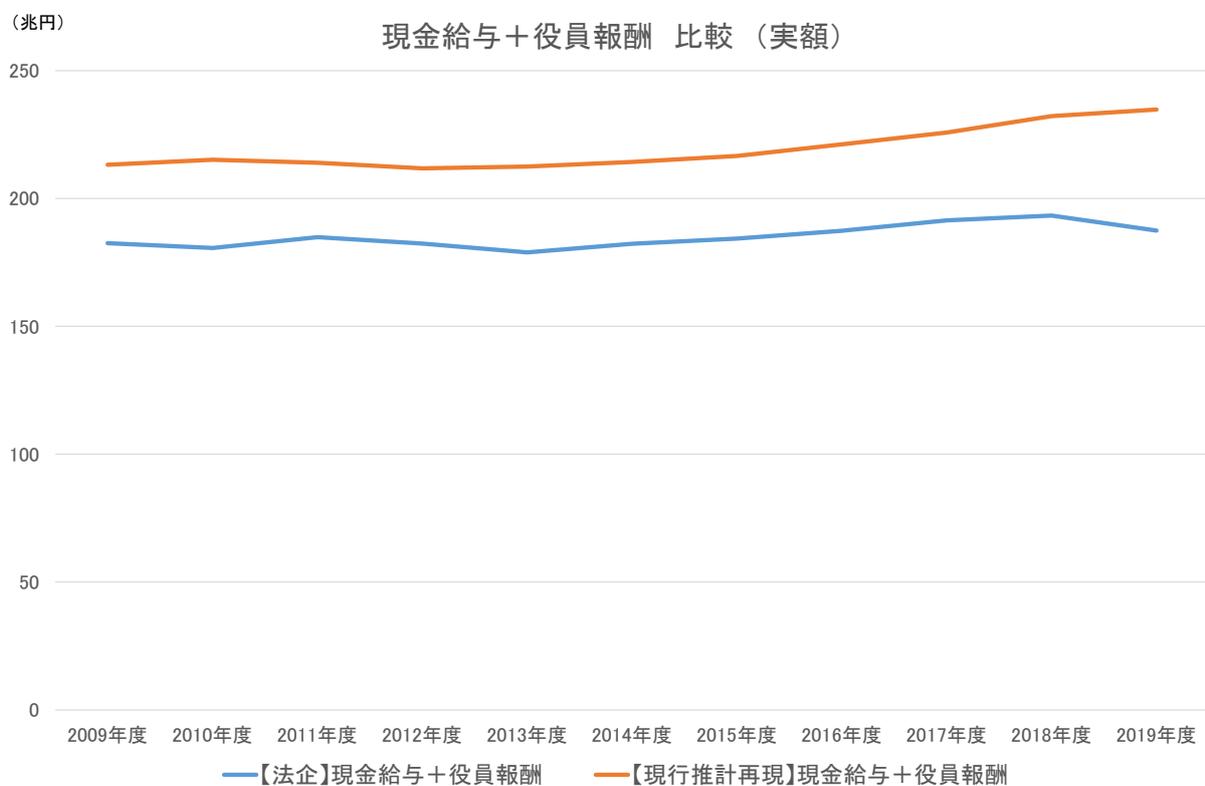


図4.2.3.-3



4. 3. 四半期速報推計について

現在、雇用者報酬の QE 推計は賃金・俸給部分についても雇主の社会負担部分についても、直近の第一次年次推計値をベースに、「労働力調査」および「毎月勤労統計調査」等から労働者数や賃金単価等を把握した上で、年次推計とのカバレッジの違いを調整したのち、その伸び率を利用して延長推計を行っている。

現行推計を前提とすると、雇用者の所得に係る基礎統計については、現在、「労働力調査」と「毎月勤労統計調査」以外に速報性のある賃金及び労働者数に関する統計は存在せず、現時点では、現行の推計方法を前提とするものと考えられる。

4. 4. まとめ

雇用者報酬について、現行方式とは異なる基礎統計を利用した試算を3つ行った。「賃金構造基本統計」については、カバレッジが「毎月勤労統計調査」よりも小さく、結果として「毎月勤労統計調査」を用いた補正が必要であり、「民間給与実態調査」については、主に「公的企業分」の補正が困難である。「法人企業統計」も含め、各々の基礎統計より試算をすると、結果が異なってくるが、いずれも標本調査であることや、調査対象が異なっていることもあり、試算結果の違いについての評価が難しいが、現行推計を否定するものとはならなかったと言える。

より良い推計方法について、具体的な改善策等は見つけられなかったが、引き続き検討すべき課題としては、副業の把握方法や、地方税データを用いた先行研究の試算の実施等、が挙げられる。

第5章 生産・支出・分配の三面等価について

5.1. 国内総生産(分配側)について

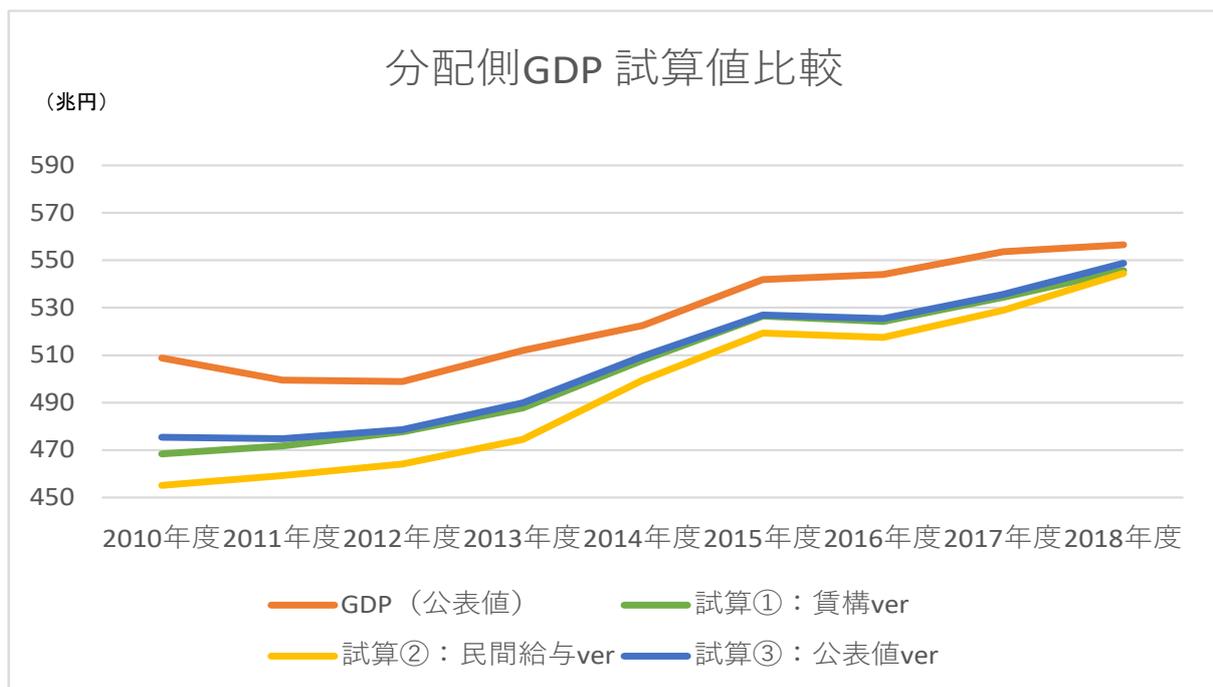
これまでの試算結果を利用し、国内総生産(分配側)を試算する。

- 国内総生産(分配側) = 営業余剰・混合所得(純) + 雇用者報酬(国内概念) + 固定資本減耗
+ 生産・輸入品に課される税 - 補助金

具体的には、営業余剰・混合所得(純)及び雇用者報酬部分について、試算値を利用し、他は、既存 JSNA 公表値を利用した。(図5.1.1.-1参照)

※営業余剰・混合所得は試算値、雇用者報酬は「賃金構造基本調査」による試算値・「民間給与実態調査」による試算値・現行公表値の3パターン。現行公表値のみとの比較)

図5.1.1.-1



(備考) ※試算値①～③ともに、「会社標本調査」等による民間企業分の営業余剰の試算値と「申告所得税標本調査」による混合所得の試算値(年度化)を利用

※試算値①:「賃金構造基本統計調査」による雇用者報酬の試算を利用した分配側 GDP 試算値

※試算値②:「民間給与実態調査」による雇用者報酬の試算を利用した分配側 GDP 試算値

※試算値③:雇用者報酬については、JSNA 公表値を利用した分配側 GDP 試算値

営業余剰・混合所得の試算値の水準が、現行推計よりも低いことによって、分配側 GDP の試算値は、いずれも水準が低くなっている。かい離が数十兆円もあり、これは、支出側や生産面と比べても、統計上の不突合として許容できるレベルではないと言える。

5.2. 分配面の四半期推計について

まず、これまで検討されてきた分配側 QNA の議論を踏まえた課題を整理し、今後の検証について、いくつか選択肢を示すこととする。第3章における説明のとおり、年次推計において、分配面の計数は生産側の推計をコントロール・トータルとして推計され、四半期原系列をその年次推計期間について公表している。このため、速報期間において、分配面での四半期計数を推計する基本的な考え方としては、この年次推計の四半期値を出発点に延長推計をすることとなる。具体的には、以下の方法において、過去に国民経済計算部において延長推計を行った。

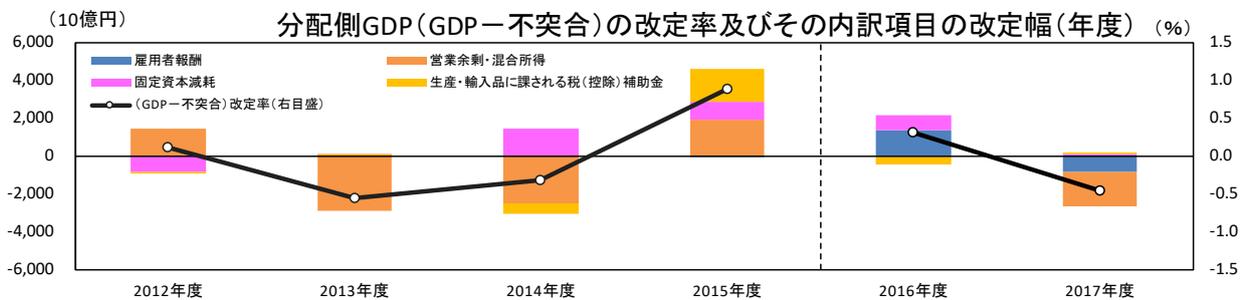
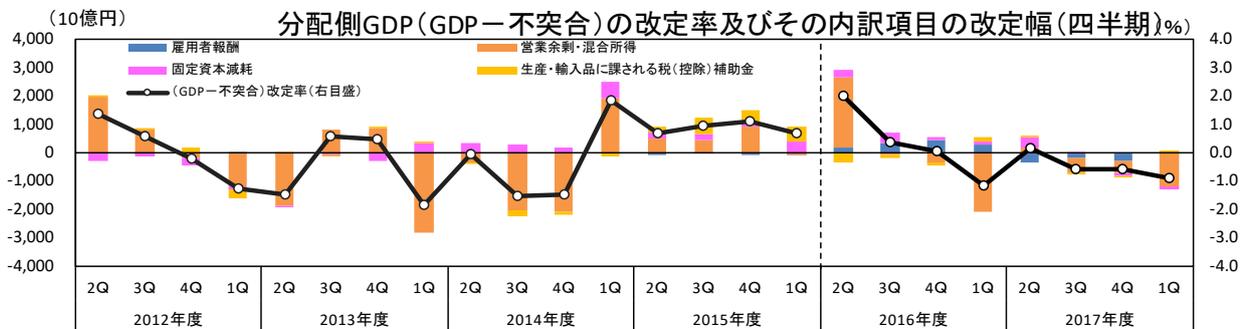
(図) 分配側 GDP の速報推計試算に利用する基礎統計・推計方法

表章分類	細目	速報推計に利用する基礎統計・推計方法
営業余剰 (23.4%)	民間非金融法人 (16.3%)	『法人企業統計(四半期)』を用いて、SNAの営業余剰概念に調整した系列を用いて、直近年次推計値から前年比延長
	公的非金融法人 (0.2%)	直近年次推計の前年同期値
	民間金融 (1.8%)	金融業産出額のQE推計値を補助系列として、直近年次推計値から前年比延長
	公的金融 (0.3%)	
	家計(持ち家) (4.9%)	持ち家帰属家賃のQE推計値を補助系列として、直近年次推計値から前期比延長
混合所得 (1.8%)	農林水産 (0.2%)	直近年次推計の前年同期値
	個人その他 (1.6%)	「産業別自営業主数」(労働力統計)を用いて補助系列を作成し、直近年次推計値から前期比延長
雇用者報酬 (44.4%)	—	速報時点で推計可能な国民概念の雇用者報酬を、『国際収支統計』の所得収支を用い国内概念に転換して活用
固定資本減耗 (22.5%)	—	直近年次推計における資本財別の実質固定資本減耗をウェイトに、当該四半期デフレーターを作成し、これを確報値の名目固定資本減耗に乗じて、当該四半期の名目固定資本減耗を算出
生産・輸入品に課される税(8.4%)	国税 (4.9%)	主に、『租税及び印紙収入、収入額調(月次)』で前年比延長
	地方税 (3.5%)	主に、予算ベース(地方税及び地方譲与税収入見込額)で前年比延長
(控除)補助金 (0.7%)	—	直近年次推計の前年同期値
制度変更への対応	—	「予算書」等の政府公表資料から、事前に制度変更の概要や予算規模などが把握できる場合は、検討の上、それらを反映した推計方法を用いる

(備考) 括弧内の比率は、2017年度年次推計における分配側 GDP に占める各項目の割合。

第18回国民経済計算体系的整備部会(令和元年10月25日開催) 内閣府資料より抜粋

この試算結果としては、年次における分配側 GDP である(GDP-不突合)と、それらを延長推計した試算値の乖離状況は以下のとおりである。



(備考) 第18回国民経済計算体系的整備部会(令和元年10月25日開催) 内閣府資料より抜粋

これらの結果を踏まえつつ、基礎データの制約も含め、課題を整理すると、以下のとおりである。

- ・年次推計において残差となる営業余剰・混合所得のかい離が大きい。
- ・「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」を直接推計する必要があるが、特に税については、データ制約もあり制度変更の影響が適切に反映された計数を発生主義概念で推計する際の課題が多い。
- ・雇用者報酬についても、賞与を中心に計上タイミングのずれがある。

なお、本研究では、営業余剰と雇用者報酬を中心に、年次推計における分配側推計について、現行推計とは異なる基礎統計を用いた試算を行った。試算された分配側からのGDP推計結果は、現行JSNAの名目GDPと大きくかい離してしまい、利用するには統計上の不突合が大きすぎると判断され、本研究が検討尽くしたとは言えず、さらに検討を行う必要がある。試算値が現行JSNAと水準も動きも大きくかい離するのは、試算に用いている基礎統計の概念をJSNAに合わせるための調整が不完全であることが大きな原因と考えられる。かい離を縮小する手段が他に無いのか、どのような情報があれば可能か、かい離がこうした問題で説明できる程度の規模であるのか、など課題が残っており、さらなる検討が必要であると考えられる。

5.3. 四半期における三面の調整方法について

生産・支出・分配の三面から GDP を推計した場合、それらを等価となるように調整するのか、調整せずに統計上の不突合とするのか、異なる考え方がある。我が国においては、年次推計においては、生産面と分配面は営業余剰・混合所得を残差推計とすることで等価となっており、第三次年次推計において生産面(分配面)と支出面を SUT バランスすることによって等価となる。(第二次年次推計までは、統計上の不突合として表章している。)

等価の方法としては、第2章のとおり、生産面へ合わせる調整を行っている国や、三面の GDP を単純平均とする国もある。具体的に、三面のいずれかの平均であっても、いずれかに一致させる場合であっても、利用できる調整方法として、米国での例を参考にその調整システムを整理した。

三面等価の方法は、まず下記 A および B の方法で、生産面と支出面、分配面と支出面とで調整を行う。

A. 生産・支出の統合

1. コモディティ・フロー法により得られた国内供給から民間最終消費、政府最終消費、総固定資本形成を控除し、品目別中間消費計を得る。
2. 中間投入を延長する
 - a 産出を前年価格(産出された商品の統合価格)で除して実質産出を得る。
 - b aに前年の名目投入係数(direct input coefficients)を掛けて前年価格投入額を得る。
 - c bを当該期の価格で名目値に reflate し、品目別投入計を得る。
3. 手順A. 1. と手順A. 2. の結果を直前の第3次年次推計におけるウェイトで統合し、中間消費計の確定値とする。
4. 産業別付加価値を残差推計する。
5. 以下の制約を満たすようにRASによる調整を行う。
 - ・中間消費の行合計＝中間消費確定値
 - ・中間投入の列合計＋付加価値＝産業別産出

B. 分配・支出の統合

1. 雇用者報酬を産出×前年産業別雇用者報酬割合などで産業別に配分する。
2. 発生ベースで推計される生産・輸入品に課される税を、産出×前年実効税率などで産業別に配分する。
3. 固定資本減耗、混合所得はトレンドなどで推計する。
4. 「法人企業統計」により営業余剰－在庫品評価調整額を計算する(産業分類はやや粗い)。
5. 中間投入を手順A. 2. と同じく計算した後に、中間投入計＝産出－付加価値計となるように、中間投入を列方向に調整する。
6. 手順A. 3. と同じく中間消費計の確定値を得る。
7. 以下の制約を満たしつつ、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、固定資本減耗については産業別合計が計算初期の合計値に一致するよう、RASによる調整を行う。

- ・中間消費の行合計＝中間消費確定値
- ・中間投入の列合計＋付加価値＝産業別

基本的な考え方としては、SUTの考え方を利用し、A. 生産面と支出面の二面が等価となったU表とB. 分配面と支出面の二面が等価となったU表を作成する。例えば、この2つのU表の各セルにおける値の平均をとり、支出面にも何らかの調整を加えることで、生産面、分配面、支出面の三面が等価であるU表が得られるというものである。

年次で同様の方法をとっている米国では、最終的な年次推計の段階で、生産側及び分配側の計数を支出側の計数に合わせに行くことで三面等価を達成している。

なお、特に速報段階では、三面を等価となるようにすべきであるのかも含め、諸外国でも様々な考えがあり、まずは、その考え方の整理が求められる。

5. 4. まとめ

営業余剰・混合所得の試算値の水準が、現行推計よりも低いことによって、分配側 GDP の試算値は、いずれも水準が低くなっている。かい離が数十兆円もあり、これは、支出側や生産面と比べても、統計上の不突合として許容できるレベルではないと言える。

GDP が生産・支出・分配の三面からみて一致し、三面等価が成り立つというのは、あくまでも概念上の話である。実際には、推計に利用する基礎統計の誤差や、統計間の定義の違い、計上タイミングのずれなどから、三面から推計された GDP は一致せず、統計上の不突合という調整項目を入れることによって、三面等価が維持されている。年次よりも四半期において、計上タイミングの問題はより大きいと考えられる。

第6章 結び

- 本研究会における検討
 - ・ 年次推計における分配側推計のうち営業余剰・混合所得及び雇用者報酬について、異なる基礎統計を用いた試算を行った。
 - ・ 試算された分配側からの GDP 推計の結果は、現行 JSNA の名目 GDP と大きくかい離してしまい、利用するには統計上の不突合が大きすぎると判断される。
 - ・ 試算値が現行 JSNA と水準も動きも大きくかい離するのは、試算に用いている基礎統計の概念を JSNA に合わせるための調整が不完全であることが大きな原因と考えられる。
 - ・ かい離を縮小する手段が他に無いのか、どのような情報があれば可能か、かい離がこうした問題で説明できる程度の規模であるのか、などさらなる検討が必要であると考えられる。

- 三面等価に対する考え方の整理
 - ・ 三面から GDP を推計した場合に、等価となるように調整するのか、調整せずに統計上の不突合とするのか、などについて考え方を整理する必要がある。

- 分配側 QNA 及び四半期
 - ・ 季節調整値については、例えば内訳項目の合計が名目 GDP の季節調整値と一致するべきなのか等、どのように作成するのが利用者にとって便利であるかを検討する必要がある。
 - ・ 分配面の独立推計によって GDP の精度向上を目指すためには、まず年次における独立推計の検討を行い、しかる後に四半期計数の推計の検討を行うという手順を踏む必要があるが、年次においても検討すべき課題が多く残されている。
 - ・ また、利用者の需要が多いのであれば、適切な推計方法のコンセンサスが得られるまでの暫定的な措置として、GDP をコントロール・トータルとした諸外国においても公表されている分配面の計数を提供することも考えられるのではないかという意見もあった。

- 提言
 - ・ 基礎統計の整備、経済センサス－活動調査のデータが蓄積されることに期待。
 - ・ 税務統計を利用した営業余剰の試算では、既存調査としてはあるにも関わらず集計値が未公表である項目が利用可能になれば、より正確な推計が可能となるとの意見があった。
 - ・ 分配側の独立推計を行っている国々では税務統計が活用されており、我が国でも税担当省庁の一層の協力を得るために関係者が努力すべきである。

参考文献

- 飯塚信夫(2019)「労働分配率は低下しているのか —税務統計との比較による検討—」Kanagawa University
Economic Society Discussion Paper No.2019-1、2019年8月
- 宇南山卓(2016)「経済センサス-活動調査とSNA」『統計』2016年4月号
- 鈴木俊光(2020)「わが国における分配側四半期別 GDP 速報の導入に向けた検討状況」内閣府経済社会総合研究所「季刊国民経済計算」第166号、pp.59-71
- 藤原裕行、小川泰堯(2016)「税務データを用いた分配側 GDP の試算」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ、
No.16-J-9、2016年7月
- 山岸圭輔(2018)「法人企業統計を用いた営業余剰の推計 ～『税務データを用いた分配側 GDP の試算』による手法の考察～」内閣府経済社会総合研究所「季刊国民経済計算」第163号、pp.61-75
- 吉岡徹哉、鈴木俊光(2016)「供給・使用表(SUT)の枠組みを活用した支出側 GDP と生産側 GDP の統合」内閣府経済社会総合研究所「季刊国民経済計算」第160号、pp.11-28
- United Nations (2009) “System of National Accounts 2008 – 2008 SNA”
- International Monetary Fund (2018) “Quarterly National Accounts Manual – 2017 Edition”

(参考)生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会について

研究会の構成員について

研究会の構成員は、以下のとおりである。

座長	櫛 浩一(学習院大学経済学部特別客員教授)
構成員	飯塚 信夫(神奈川大学経済学部教授)
	伊澤 賢司(EY 新日本有限責任監査法人シニアパートナー)
	宇南山 卓(一橋大学経済研究所教授)
	川口 大司(東京大学大学院経済学研究科教授)
	櫻本 健(立教大学経済学部准教授)
審議協力者	中村 洋一(法政大学理工学部教授)

研究会の開催

研究会を6回開催した。主な議題は以下のとおり。

第1回 検討すべき課題の整理、三面の調整手法に関する整理
(諸外国における三面等価関係・三面の調整手法の整理等)

第2回 営業余剰・混合所得推計について
(推計手法の課題整理、企業会計の概念差の整理等)

第3回 雇用者報酬推計について
(推計手法の課題整理、税務情報の利用可能性の検討等)

第4回 税務統計等を利用した試算について

第5回 報告書素案について

第6回(書面開催) 報告書案について